

国土交通省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
218	B	地方に 対する 規制緩和	土地利用 (農地除く)	道路に関する都市計画の「軽易な変更」の対象拡大	【制度改正の必要性】 道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更については、省令第13条第3号に定められているとおり、線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の振れが100m未満、かつ、変更となる区間の延長が1,000m未満のものに限られている。 しかしながら、一般に、航空写真等を元に都市計画決定した後に、詳細な調査や測量を行った結果、線形の変更を行う必要が生じることは、区間の延長に関わらずしばしば起こりうる。そして、詳細な調査等に伴う変更については、国土交通大臣の協議において、議論となるものではなく、実際に、過去5カ年(平成21年度～25年度)の協議で、計画の本質的な変更を求めるような意見が出されたことはない。 このことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査や測量に伴うものなど、軽易な理由によるものについては、国土交通大臣への協議は不要とすべく、省令で定める軽易な変更の対象を拡大し、変更となる区間の延長による罣りを廃止すべきと考える。 【具体的な支障事例、制度改正の必要性】 鳥取県では、本条件に該当する変更手続は、手続き中の案件が1件、今後予定している案件が1件あるが、これらについて、現行制度では、標準事務処理期間である事前調整60日間、協議・同意30日間を要することとなる。制度改正が実現すれば、手続きの簡素化、時間短縮が図られる。 また、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のもののうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由によるものは、中国5県において、過去5カ年の間に6件あった。	都市計画法省令第13条第3号イ	国土交通省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	都市計画の軽易な変更は、都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら前さないと認められるものについて協議を不要とするものである。このため、都市計画法施行規則第13条は、改めて協議を行う必要がない軽易な変更を客観的かつ明白なものになるよう規定している。したがって、変更内容にかかわらず、変更の要因のみをもって軽易な変更とすることは認められない。	道路(県管理の国道)に関する都市計画の軽易な変更の要件は、省令第13条第3号に「線形の変更による位置又は区域の変更は、中心線の振れが100m未満、かつ、変更となる区間の延長が1,000m未満のもの」と定められている。この「1,000m」という規定を撤廃したとしても、中心線の振れが100m未満であり、かつ、詳細な調査や測量に伴う変更であれば、「都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら前さないと認められるもの」に含まれると考える。 実際に、中国5県においては、過去5カ年、線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満、かつ、変更区間延長が1,000m以上のもののうち、詳細な調査や測量に伴う軽易な理由による事例について、国土交通大臣の判断が覆されたものは存在していない。よって、変更となる区間の延長が1,000m未満のものとする要件は撤廃すべきである。 仮に、「すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提」について、省令第13条第3号イにおいて「1,000m」という規定を撤廃した場合に影響を受ける事項が含まれるのであれば、その具体的内容をご指示願いたい。 併せて、国土交通省が示す客観的且つ明白なものとする「1,000m」の数的根拠が不明であることから、「1,000m」とした客観的な根拠を御教示いただきたい。本県は、「1,000m」には客観的・合理的な根拠がないと考えている。	
12	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む“地方創生時代の体系へ”見直していくべきである。 都市計画区域の指定は、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係府県の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。 しかし、現在、関西においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見調整等を図ることが可能である。 したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲すべきである。 なお、府県域を越えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と兵庫県尼崎市、大阪府枚方市と京都府八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事例が府県境を越えて開発され発展することも想定される。本権限が移譲され、複数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、都市全体を見渡してあらゆる土地利用を一元的に規制し、都市における広範でかつ複雑多岐な権利関係の調整、各種行政との調整を図るべき総合性を有するものである。 このため、都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまないと考えている。 都市計画を決定すべき場である都市計画区域に関する事務についても同様であり、広域連合が処理する事務にはなじまず、都市計画事務を執行する都道府県及び国土交通大臣が担う必要がある。	関西広域連合は、地方自治法第284条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため」設立した、安定的かつ総合的な行政主体である。一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、防災や観光・文化、産業、医療、環境などの各行政分野も踏まえた関西の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能であり、「広域連合が処理する事務にはなじまない」と言われる根拠が不明である。 府県と政令指定都市で構成する地方公共団体である関西広域連合は、都道府県と同様、都市計画事務を執行するに相応しい団体である。関西広域連合において処理するのが問題であると考えるのであれば、その支障事例を示していただきたい。	

国土交通省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成26対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該移轉を＜平成26＞として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該移轉を＜平成28＞として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該移轉を＜平成29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
鹿児島県		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		都市計画の軽易な変更は、当初決定の前提を崩さないと認められる範囲のものについて協議を不要とするものであり、一定規模以上の変更については、国の利害にも影響しかねないことから、軽易な変更とは認められない。 その規模の考え方は、 ・線形の変更が一定規模を超える場合には、事業施行期間や事業費の変動が大きなものとなる蓋然性が高いこと、 ・市街地における道路計画では幹線街路は1000mおきに配置されるのが標準的であり、延長1000m以上の線形変更の場合、変更区間に幹線街路交差点が少なくとも1以上含まれ、道路計画への影響が大きいと考えられること、 ・環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメントの対象とされる規模の事業は大きな環境影響が生ずる蓋然性が認められ、条例の中には延長1000m以上の事業を対象としているものがあることなどを勘案して定めている。 また、一部地域における最近の変更協議事案で、国が不同意とした例がなかったことは、現に協議を受けて変更内容を検討した結果、それらの案件については修正等の必要がないと判断されたに過ぎず、協議対象とする要件を撤廃しても都市計画上の再調整を要するまでの影響がなく、協議を要しないということの理由にならない。					
		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		広域連合は、都道府県又は市町村の存在を前提として一部の事務のみを広域的に行うものであり、都道府県又は市町村の業務が全て移管されているものではなく、連合の解散・脱退も総務大臣等の許可を得て可能となっている。このため、広域連合は総合的な権能を持つ安定的な公共団体とは言えず、各般の行政分野にわたる具体的な調整・協議を行うことが制度上予定されている都市計画に関する事務の実施に支障を来すものと考えられるため、当該事務は関西広域連合が処理する事務にはなじまないものである。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
318	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたところだが、都市計画法第19条第3項の改正により、現在は都道府県と同意なし協議を行うこととなっている。しかしながら、同意なし協議においても公文書の取り交わしを行っており、実情として協議に要する期間は同意あり協議と変わらず手続きに時間を要することとなっている。特に、他の都市計画区域との関連性がなく、広域の見地からの調整を要しないものについても同様の手続きを行っており、同意から協議への変更が、都市計画手続きの迅速化、事務の効率化につながっていない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープラン(以下「区域マス」という。)まで決定権が移譲されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考ええる。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じた意見を述べることができる」という制度を設けることで支障はないと考える。	都市計画法第19条第3項	国土交通省	指定都市市長会	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。	都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は準都市計画区域における都市計画の決定に関し、全て必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町村に影響がない都市計画については、広域の見地からの調整の必要性は存在しないものと考えている。また、都市計画区域マスタープランまで決定権が移譲されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 また、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べるができる」という制度を設けることで懸念は解消されるものとする。	
332	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定・変更案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。」と規定されているが、一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【制度改正の必要性】 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「区域マス」という。)の決定権限が指定都市に移譲されることになっていることを鑑みると県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画手続の迅速化につながる。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに概ね2か月間程度の事前協議の後に原則4週間の本協議期間を要することとされている。本協議の回答を待って、都市計画法17条縦覧手続に入ることから、手続の迅速化といった点で、事務効率に支障が生じている。 【懸念の解消策】 各都市計画案件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。区域マスは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。指定都市は、一般の市町村とは異なり、人口及び産業の集中を背景とする、大都市特有の複雑多岐な行政需要を充足するため、各種の事務事業の総合的・計画的実施を図ることが求められている。区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたということは、区域マスを含めた都市計画決定の権限に関して、都道府県と同様の権限を有することであるので、広域調整等の機能を担保する方策として「都市計画決定時に指定都市から都道府県に対して通知を行い、それを受けた都道府県は必要に応じて意見を述べることができる」という制度を設けることで県協議を廃止した場合も支障はないと本市としては考えている。	都市計画法第19条第3項	国土交通省	横浜市	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。	区域マスの決定権限が指定都市に移譲されたことを鑑みると指定都市の特例として、県知事への協議を廃止しても問題ないと考えており、都市計画法第23条第3項「厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分並びに用途地域に関する都市計画に関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。」と同様の趣旨で捉えることにより、県知事との協議を補完できると考えている。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。		指定都市であっても、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める空港・公園・下水道等の都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。 また、法第19条第3項の都道府県知事への協議は、上記の観点から協議を行う中で十分に調整を図ることを趣旨とするものであり、懸念の解消策として提示されているように単に意見を述べるだけでは不十分であり、それを代替措置として協議を廃止することは認められない。加えて、地方分権改革推進委員会第3次勧告においても、単なる事前通知と意見ではなく協議を存置することが許容されている。					
		【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。		指定都市であっても、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める空港・公園・下水道等の都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。 また、法第19条第3項の都道府県知事への協議は、上記の観点から協議を行う中で十分に調整を図ることを趣旨とするものであり、懸念の解消策として提示されているように単に意見を述べるだけでは不十分であり、それを代替措置として協議を廃止することは認められない。加えて、地方分権改革推進委員会第3次勧告においても、単なる事前通知と意見ではなく協議を存置することが許容されている。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
291	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	開発許可に係る技術基準の緩和(緑地帯その他の緩衝帯の配置)	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場立地法第4条第1項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められているものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針はあるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定されるが、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要があるが生じる。制度改正が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	都市計画法第33条第1項第10号、都市計画法施行令第28条の3、都市計画法施行規則第23条の3、工場立地法第4条第1項第1号、工場立地に関する準則第2～4条	国土交通省、経済産業省	栄町	都市計画法施行令第28条の3は、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれのある予定建築物等について、周囲の環境に与える悪影響を防止するため、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することとする基準である。 このため、工場立地法に基づく規制により敷地内における緑地等の面積が一定規模以上確保される場合であっても、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、騒音、振動等から周辺の環境を保全するという観点から、開発区域の境界に沿って内側に一定の幅員以上の緩衝帯を設置することが必要な場合があるため、一律に適用除外とすることは不適当である。 一方、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の水準の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能である。	本提案は、新たな産業の誘致ないし既存工場の拡張を開発行為による手法を用いて造成しようとする場合に、緑地等の配置や規模の基準に關し、工場立地法の基準に統一されることを望むものである。 第1次回答に示されたとおり、都市計画法施行令第28条の3に規定する緩衝帯の設計基準が周囲の環境に与える悪影響を防止することを目的としていることについては理解できる。 他方、工場立地法も工場立地の推進と地域環境の保全の観点から法制化されたもので、同法で規定されている緑地等の配置や規模等の基準はこの目的に即したものであると捉えている。 つきましては、国内工場の海外移転を防ぐ観点・地域の経済振興や雇用の創出を図り人口減少を食い止める観点などを踏まえ、本提案に沿って再度検討していただきたい。	
186	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	傾斜基準の見直し(宅地造成等規制法と土砂災害防止法の基準統一)	宅地造成等規制法上「擁壁を要しない」とされる基準と、土砂災害防止法上「急傾斜地」とされる基準が異なるため、法改正を行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にずれがあるため、例えば、高さが5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖地部分について、宅地造成等規制法上は「災害を防止するために必要な措置が講ぜられている(＝擁壁を要しない)」と判断されたにもかかわらず、土砂災害防止法上は「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」に指定されることが起こり得る。 このような場合、市民にとっては安全なのか危険なのかが判別しがたく、混乱をきたすおそれがあり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。 【見直しによる効果】 基準のずれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全性の面において統一的な対応が可能となる。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第2条第1号イ 宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号	国土交通省	京都市	宅地造成等規制法は、自然地盤に宅地造成という人為的影響が加わることで造成地そのものから発生する土砂の流出等による災害の発生を防止することを目的として、造成主等に対して災害防止のための必要な措置を求めており、そのうち擁壁については切土の土質ごとに擁壁を要しない勾配の上限を設定し、それを越える斜面に擁壁の設置を義務付けるものである。 一方、土砂災害防止法は、勾配のみならず、地形、地質、降水等の状況や土地の利用状況等を調査したうえで、地盤に対する人為的影響の有無にかかわらず、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的として、市町村等に避難計画の策定等の警戒避難体制の整備の義務付けや、一定の行為制限を課すものである。 したがって、両法律は想定する区域やその目的等を異にするものであるから、宅地造成等規制法上の「擁壁を要しない」基準と、土砂災害防止法上の「急傾斜地」の基準を統一することは適切でない。	宅地造成等規制法は国民の生命及び財産を守るための法律(第1条)、土砂災害防止法は国民の生命及び身体を守るための法律(第1条)であり、いずれも目的は国民保護で同一である。擁壁の設置や避難計画の策定等は目的達成の手段に過ぎない。 また、宅地造成等規制法において擁壁が必要とされる傾斜度は土質によって異なるため、土砂災害防止法と同様、勾配以外の要素も加味されている。 したがって、両法律は想定する区域やその目的等を異にするため基準を統一すべきではないという貴省の回答には、正確でない部分があると考える。 なお、両法律の違いは、貴省の回答にあるとおり、宅地造成という人為的影響が加わることを前提としているが否かであるが、通常、人為的影響が加わる方が、当該影響も考慮したうえで安全性を判断することとなるため、厳しい基準で判断する必要があると考えられる。 この点について、現行法は、人為的影響の有無を問わない土砂災害防止法において勾配30度が基準となっているが、人為的影響が加わるのが前提となっている宅地造成等規制法において擁壁を要しない(＝災害を防止するために必要な措置が講じられている)と判断される基準の方が緩く、最も厳しい砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土等であっても35度までは擁壁不要となっている。そのため、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難となっている。 以上のことを踏まえ、本市としては基準の統一が必要であると考える。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定) 記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
				措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
鳥取県、いわき市、越谷市、春日井市	○現在、開発許可による造成を念頭においた新工場の立地が計画されている。周辺に家屋があるため、都市計画法の規定に即した幅員に基づく緩衝帯を配置する必要がある。緩衝帯の面積は工場立地法の基準以上になっている。 ○工場立地法の規定を満たしても、都市計画法の規定を満足できないために、工場立地が妨げられるという齟齬が生じている。工場立地法を特定工場を対象とした特別法として位置づけることにより、都市計画法の規定における工場立地法に係る適用除外を設けることに賛同する。これにより土地の有効利用が促進される。 ○都市計画法第33条第1項第10号で定められている基準(1ha以上の開発で4m以上の緩衝帯の設置)により、工場立地法の基準より大幅に超えた緑地の設置が必要となり、計画変更を迫られ、工期が遅れた事例が、平成26年に1件あった。 ○都市計画法では、騒音や振動による環境悪化を防止するために緑地等の緩衝帯を整備することとなっているが、工場立地法においても、環境施設の設置基準として周辺の環境保持に最も寄与するように行うことが基準として定められており、都市計画法で規定する目的は果たしており、二重の規制は不要と考える。 ○開発許可を受けた造成地(10ha以上)において、緑地帯その他の緩衝帯として配置された部分を工場立地法に該当しない建築物の場合、兼入口として利用したいので撤去できないか等の相談を受け、開発許可で設置された緑地帯を永続的に担保するための対応に苦慮している。このようなことから、緑地等の位置付けや配置等に関して都市計画法及び工場立地法において明確にする必要があると考える。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において、本基準を適用しないことも可能である旨の記載があるが、どのような場合に適用除外になるのか基準を明確化していただきたい。)		開発許可において緩衝帯の設置を求める基準の趣旨は、開発許可の申請段階(用地造成の前段階)においては、予定建築物の具体的な計画(施設の規模、設置される機械の種類等の具体的な騒音源、震動源等)が必ずしも明らかでないことから、あらかじめ緩衝帯の設置等に対する公害対策のための余地を残しておくという観点によるものである。 一方、工場立地法に基づく届出は、具体的な工場の整備計画に基づき、着工段階において行われるものであるため、仮に工場立地法の適用を前提に一律に緩衝帯の設置基準を適用除外とした場合、開発行為完了後に用途変更や開発区域の分割が行われる場合など、結果的に工場立地法の適用除外となり、周辺環境の保全のために必要な措置が講じられないといった支障も考えられることから、工場立地に関する準則を満たす場合に一律に緩衝帯の設置基準を適用除外とすることは困難である。 緩衝帯の設置基準と工場立地法との関係については、現行の開発許可制度運用指針において、「開発行為の目的が工場用地とするものである場合には、工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」の運用の齟齬をきたさないように十分配慮する必要があること」、「開発許可の基準の趣旨は緑地帯その他の緩衝帯の配置に関し、同準則を上回って求めている趣旨ではないこと」などの考え方を明記しており、前回回答のとおり、開発許可権者が、予定建築物の用途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法に基づく緑地、環境施設の設置等により、本基準と同等の緩衝機能が確保され、騒音、振動等による環境の悪化をもたらすおそれがないと認める場合には、本基準を適用しないことも可能であることを明確化するため、「開発許可制度運用指針」(平26国土交通省都市局)を平成28年中に改正する。 [措置済み(平成28年12月1日付け国土交通省都市局通知)]	通知	平成28年12月1日	開発許可制度運用指針の改正について(平成28年12月1日付け国都計第126号)	
福岡県、豊田市、廿日市市	○土砂災害特別警戒区域の指定を控えているため、宅地造成等規制法と土砂法との技術的基準が異なることにより、市民に混乱をきたすおそれもあることから、宅地造成等規制法との技術的基準が同水準となるような法改正を望む。 ○都計法上で許可された開発地において5m以上かつ30度以上の斜面で確認されたため土砂法上の区域指定を進めたところ、住民から、開発許可された箇所なのに危険だというのは納得できないと苦情があった。 ○基準のずれにより、宅地造成規制法に基づき許可を得て、あるいは開発許可を得て造成された建築物の敷地について、土砂災害特別警戒区域に指定された事例がある。市民より、法律に基づき災害防止に必要な措置が講ぜられ、安全とされた土地が、なぜ危険とされるのかについて説明を求められるが、責任ある回答が困難であった。市民は、土砂災害特別警戒区域の指定について訴訟も視野に入れて検討中との話もある。 ○都計法29条許可と宅造許可を受けていた土地が、新たに土砂災害防止法上の特別警戒区域の指定をうけたため、住宅の建築が著しく困難になった事例が存在する。 ○同様に苦慮しており、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域の指定の際に、宅地が「宅地造成等規制法」に基づき行政の許可を得ているにもかかわらず、指定されることについて市民の方から理解が非常に得られない状況である。	【全国市長会】 提案の趣旨に鑑み、住民の混乱を抑止する観点から検討すること。	両法は傾斜地(30度)における土砂の移動に伴う災害から国民の保護を図るという観点では共通しているが、宅地造成等規制法(以下、宅造法という。)は、自然の状態では安定している地盤が宅地造成によって災害の原因地となることの防止を目指している一方、土砂災害防止法(以下、土砂法という。)は、自然の状態か宅造法等により人為的に造成された崖かを問わず、土砂が崩壊して被災することからの回避を目指している点で異なっている。 宅造法では、災害が生ずるおそれ大きい市街地または市街地になるようとする土地の区域を都道府県知事等が宅地造成工事規制区域として指定し、その区域内で行われる個々の造成工事の範囲から土砂が流出しないように必要な措置を求めるものである。宅地造成によって生じる30度を超える崖に対しては、複数の措置を求め、擁壁の設置を要する場合であっても排水施設の設置、崖面の保護等の措置を講じる必要がある。 他方、土砂法では、自然の状態の崖か否かを問わず、豪雨等による自然の外力により崩壊する危険性を有している区域を指定し、警戒避難体制の整備や一定の土地利用規制等のソフト対策により、社会全体の安全性の向上を図るものである。また、区域指定の対象地域は全国各地に多数存在し、気候、地形、地質、規模等が様々であり、一律に要件を規定することが困難であるため、箇所毎に基礎調査を行い、この結果を踏まえた指定を行っている。 したがって、その目的、手段、対象区域等が大きく異なるため、宅造法の「擁壁を要しない」基準と土砂法の「急傾斜地」の基準を法令改正により統一することは適切ではない。 ただし、宅造法による擁壁の設置については、同法施行令第6条にその最低基準を定めているが、同令第15条により、個別地域の特性を踏まえ、各自治体の規則により、擁壁を要する勾配の基準を30度に強化することが可能となっている。 なお、土砂災害防止対策基本指針や国からの技術的助言において、宅造法や土砂法にかかる関係機関は十分に調整・連携することとされている。例えば新たに宅地造成工事を行う場合、関係自治体間あるいは自治体・造成主間にて、対象区域における災害の危険性や将来の土砂法の区域指定見込み、造成工事計画等について情報共有等を行うことにより、十分な調整に基づいた防災工事等が実施でき、住民に対しても適切な説明が可能となる。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
141	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和	都市公園法施行令第8条の基準について、法第4条と同様に参酌基準とすることを求める	【制度改正の経緯】 本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を次代に継承、発展させるため、平成25年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した『『清流の国ぎふ』創生総合戦略』においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。 施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内スポーツの先導的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を配する総合運動場として整備してきた。 【具体的支障事例】 施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行っているが、現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。 【制度改正の必要性と効果】 地域の実情に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応えた運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリアフリーを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につなげる。	都市公園法施行令第8条	国土交通省	岐阜県	都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建べいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。 運動施設は、公園施設として極めて重要なものであるが、都市公園設置の基本的目的からは、都市公園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があること等から、その敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。 仮に都市公園としてオープンスペースを確保することと比べて、その敷地面積の百分の五十を超えて運動施設を設置することが、より公共性が高いと公園管理者が判断される場合については、都市公園を廃止(都市計画公園の場合は、都市公園の都市計画を変更)し、その上で運動施設を設置することも考えられる。	本提案の都市公園は岐阜市の中心市街地に約23haの面積を有し、運動公園としての機能の他、岐阜市の都市基幹公園として緑地の拠点に位置付けられ、震災など緊急時には避難場所としての機能も果たすように広域避難場所の指定を受けている。 また、岐阜市における都市計画区域内の人口一人あたりの都市公園面積は9.28㎡で、全国平均10.03㎡を若干下回っている状況にあり(H25年度末時点)、これを廃止することは地域住民にも説明がつかないものと考ええる。 本提案は施設を設置した時点では想定できなかった、競技施設に求められる施設基準の変更をもたらすルール改正や障がい者スポーツの振興等、スポーツ環境の変化により不足することとなった設備や機能について、最小限の改修により、国際大会等を実施することができるよう適合させるためのものである。 運動施設の面積が百分の五十を大幅に超えるような大規模な拡張ではなく、あくまでも都市公園法の趣旨を踏まえて、オープンスペースを十分に確保したうえで施設運用を望むものである。 都市公園の設置目的は、当県としても当然に理解しているところであるが、今回の国土交通省からの回答では、運動施設の割合の限度を百分の五十とする理由、百分の五十を僅かでも超える都市公園の目的が達せられない理由が明らかにされていない。 百分の五十という基準を一律に課すことは、都市公園制度の運用として過度に固定的と思われる。自治体で地域のニーズを踏まえ、都市公園における運動施設以外のオープンスペースの絶対的な面積の大きさや運動施設の配置・構造、避難場所としての機能を考慮したうえで、弾力的な運用ができるように参酌基準とするのが望ましいと考える。	
185	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	路外駐車場の換気基準の見直し	機械換気と自然換気の併用及び開口部の取扱いに係る具体的な規定を設けることを求める。	【提案の背景】 路外駐車場には一定の能力を有する換気装置の設置による機械換気が義務付けられているが、一定の面積の開口部を有し、自然換気可能な場合はその限りでないとされている。 第27回全国駐車場政策担当者会議での国交省の見解として、機械式換気と自然換気の併用については、その審査方法が確立されておらず、性能の確保の確認はできないとされている。 【具体的な支障事例等】 自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を前提とした路外駐車場の案件を取り扱った際、併用換気の可否や換気能力の算定方法について、事業者との対応に苦慮したことがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を差し引いた面積を機械式換気対象面積として装置の仕様を求める方法で対応した事例があるが、自治体で対応が異なっては公平感に欠けるため、国の基準で定めるべきと考える。 また、開口部として算入できる構造については、建築物一般に適用される建築基準法施行令の基準が適用されるが、同基準は居室等にも適用されるものであり、排気ガスが排出される路外駐車場を同列に扱うことは適切ではないと考えられる。 路外駐車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている趣旨を踏まえ、開口部の基準(1部分あたりの最低面積や床面からの高さ、格子状の柵や析材の控除の取扱い等)についても個別検討し、同法施行令に明確に規定すべきであると考ええる。 【見直しの効果】 路外駐車場の円滑な整備、事業者への公平な対応のほか、より実態に即した適切な換気環境の整備を実現することができる。	駐車場法施行令第12条	国土交通省	京都市	路外駐車場の自然換気(開口部換気)と機械換気の併用に関しては、事例の少ない特別なケースであり、気体の挙動について特殊な解析が必要となることから、国土交通省としては、当該事項について特別の基準を作成する予定はない。 駐車場法施行令に規定される技術的基準の解釈(開口部の取扱い)に関しては、従来より全国駐車場政策担当者会議等で明らかにしている。ご不明の点等あれば、個別にご相談頂きたい。 なお、建築物である路外駐車場に対しては建築基準法が適用されるが、ご指摘の建築基準法施行令に規定されている基準は換気設備の構造に関するものであり、開口部に対しては適用されない。	開口部の取扱いについては、貴省の回答のとおり、個別相談でも対応させていただくこととしたい一方で、自治体で対応が異なるおそれがある以上、個別に相談というよりも、法令規則で具体的な規定を設ける方が望ましいと考える。 また、機械換気と自然換気の併用に関する規定については、事例が少ない、特殊な解析が必要であるということをもって対応する予定がないとする貴省の回答には承服しかねる。 本市においては、実際に事例があり、対応に苦慮したことを踏まえて本件提案を行ったものである。過去の全国駐車場政策担当者会議においても、複数の自治体から同様の質問が出ていることも踏まえ、気体の挙動について解析をすることで基準ができるのであれば、ぜひ作成して頂くなど、自治体が円滑に業務を遂行できるよう、適切な対応を講じることを求める。	
288	B 地方に対する規制緩和	農地・農業	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるように面積要件及び解除要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能の発揮が求められている。 【支障事例等】 本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。 ある例では、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者にも相続税の納税と猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志があったが、納税のため農地を売却した。 【効果・必要性】 意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、住民は、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。	生産緑地法第3条	国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市	本提案は、すでに過去の議論(平成26年「提案募集に関する各府省との最終的な調整結果」)において結ぶが出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。	本提案は下限面積の枠付けを廃止するものではなく、面積要件と解除要件の緩和を求めるものである。下限面積や解除要件について、地域の実情を考慮して特例を設定できるように検討されたい。 支障事例として記載している、「自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、道連れ解除となった場合、相続税の納税のため、農地を売却する例がある」ことについて、どのような救済措置をお考えか示されたい。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
華津市、京都府、高松市、小城市、延岡市	【全国知事会】 公園施設の設置に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。	○ 運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで、都市公園を廃止し、別の施設に転換することは、地方公共団体が取り得る選択肢として想定し難く、また、施設の財政上の取り扱いも異なることとなることから、困難ではないか。 ○ 都市公園のオープンスペースとしての機能を維持することは重要であるが、運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで直ちにその機能を失うこととなるのか。緑地面積について、面積割合と絶対値等とを掛け合わせたものとする等、地域の実情に応じ、都市公園に求められる機能の多様化に対応できるようにするため、基準について弾力性を持たせる方向で検討すべきではないか。 ○ 近年、都市公園には防災拠点としての役割も求められている。災害時には運動施設でも避難者を受け入れる等の協定を事前に結んでいた場合等には、運動施設も含めてオープンスペースとしてとらえても問題ないのではないか。	都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建べいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。そのため、運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。運動施設の敷地面積が百分の五十を超える場合、運動施設が全体の敷地面積の過半を占めることとなり、都市公園の基本的性格が失われてしまう。 以上の理由から、百分の五十を参酌基準化することは困難である。	<平27> 【6】(国土交通省) (9)都市公園法(昭31法79) (i)都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限(施行令8条1項)については、政令を改正し、基準を弾力化する。 具体的な制度設計については、都市公園における運動施設の設置の状況や地方公共団体の意向等を調査し、平成28年中に結論を得る。 <平28> 【6】(国土交通省) (6)都市公園法(昭31法79) (ii)都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限(施行令8条1項)については、現在、全国一律に政令で定められているが、政令を改正し、平成29年度中にこれを「参酌すべき基準」とし、条例に委任する。	政令	平成29年6月14日 政令公布 平成29年6月15日 政令施行	都市公園法施行令の一部改正を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成29年6月14日公布、6月15日施行)により措置済み。	
	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重されたい。		ご提案については、検討を進めるべきかどうかを含め、貴市と相談して参りたいと考えているが、以下の観点から、短期間で結論を得ることは極めて困難であり、慎重な検討を要するものと考えている。 ・全国駐車場政策担当者会議等でも明らかにしているとおり、自然換気(開口部換気)と機械換気の併用については、その審査方法が確立されておらず、性能確保の確認ができないため、国土交通省としては、現時点では、自然換気と機械換気の併用を認めていない。 ・建築基準法施行令の規定は、換気設備の算定に当たって、開口部の換気有効な面積を控除できるという規定であるが、貴市見解のとおり、これは居室に対して適用される規定であることに加え、特定建築物(劇場、映画館等)の居室には適用されないことを踏まえると、当該控除規定をそのまま駐車場の換気設備に対して適用することは適切ではない。 ・仮に、自然換気と機械換気を併用した場合(例えば、開口部に近接して換気設備を設置した場合など)には、それぞれがお互いに影響し合い、個々の換気能力は一定程度相殺されると考えられる。このため、どのような方法でそれぞれの換気能力を合算して評価するかについては、実験実験等を通じて、その審査方法を確立する必要がある。それには、多大なコストと時間、労力を要する。また、こうした検討に当たっては、路外駐車場管理者からの届出を受理し審査実務を行う自治体の協力が不可欠である。 ・なお、現在、駐車場の換気基準については、建築物である路外駐車場において要求すべき室内環境の水準や、そのために必要な空気供給量について議論を行うべく、換気、建築環境、自動車エンジン等の専門家で構成される「路外駐車場の換気基準に関する検討委員会」を設置し、本年中に結論を得るべく議論を進めているところ。仮に将来、自然換気と機械換気の併用について検討を行うとすると、本検討委員会における議論を前提として、さらなる検討を進める必要があるが、短期間で結論を得ることは極めて困難である。					
埼玉県、名古屋市、東大阪市、伊丹市、萩市、特別区長会	○複数人で一団の生産緑地の認定を受けていた所有者のうち1名が死亡したため、買取申出がなされ行為制限が解除されることとなった結果、残りの部分についても、現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなったため、営業継続の意思があるにもかかわらず、生産緑地の指定が解除されることとなった事例がある。 ○同様の事例があり、平成26年度は14件(約5,510㎡)あった。 ○道連れ解除については過去に多数の事例があり、本年度もこれまでに1件の相談を受けた。相談を受けた地区は、相続により3名がそれぞれ1筆ずつを承継したが、その内1名に営業継続の意思が無く、主たる従事者死亡による買取申出を検討している。残りの2名には営業継続の意思があり、指定維持を希望しているが、2名が所有する土地の面積合計は450m2程度であるため、道連れ解除を防ぐ方法は無いかと相談を受けた。解除要件が緩和されればこのような生産緑地を守れるようになり、農地減少による防災性低下の可能性を最小限に抑えられるなど、様々な効果が期待できる。 ○H26年度に1件の道連れ解除があり、H4年度の指定以降で合計12件(約0.35ha)の生産緑地の道連れ解除が発生している。 ○農地の多面的機能は農村部だけでなく都市部でも十分に発揮されるべきだと考えます。特に、生産緑地については、過密する空間の中で防災上においても必要な空間と考えます。農地は個人資産ではあるものの、都市部の土地価格は高値で推移しており、行政支援がなければ農地としての維持はもちろんのこと所有者の意に反して所有権移転されることが懸念されます。ご提案に賛同します。 ○道連れ廃止自体は発生している(平成26年 1件 約100㎡)	【全国知事会】 生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、面積要件を緩和することは困難である。 また、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。 上記事由により、現時点では記載事例に対する救済措置を講じることが難しい。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
6	A 権 限移譲	土木・ 建築	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。	【制度改正の背景】 国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。 県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町計)。 【具体的支障事例】 各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟589戸))。 【制度改正の必要性と効果】 県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。 権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条から第11条、第15条	厚生労働省、国土交通省	福井市	○ 2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会にあって、諸外国と比較しても量的不足にある高齢者向けの住宅供給は、我が国において喫緊の課題である。このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の全国的な供給促進を進めている。 ○ 地域における公営賃貸住宅の供給など、地域の住宅政策の基本的な方向性については、住生活基本法に基づいて、都道府県が定めることとされており、地域の実態を踏まえ、 ・住生活の安定の確保や向上の促進のための目標や施策 ・公営住宅の供給目標 等が、都道府県の住生活基本計画として定められている。 ○ サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を成すものであり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画との調和を図りつつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされている。同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公社住宅等の供給状況等を踏まえて、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達成のための施策等が定められている。 ○ 仮に、都道府県と調整なしに、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、 ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、 ・都道府県内において必要な供給量を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されない などのおそれがある。 ○ 本提案の目的である市町村独自の登録基準の強化・緩和については、既に法で制度化されている都道府県と市町村の協議を通じて、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画に、市町村が定める高齢者居住安定確保計画への委任規定を位置づけることにより実現可能であり、委任規定を設けている都道府県もある。また、多くの都道府県で、市町村と協議の上、高齢者居住安定確保計画において登録基準の強化・緩和が行われている。 ○ さらに、都道府県知事による登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能であり、実際に活用されている。 ○ 以上のとおり、既に多くの地方自治体で、都道府県と市町村が連携して地域の実態を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給を図っており、既存制度のもとで本提案内容を実現することが適当と考えている。	都道府県で住生活基本計画との調和を図るとあるが、市が計画の策定権限の移譲を受けた場合でも、県との意見調整を行い、各種計画との調和を図りながら策定すべきものと考えている。 また、計画的な整備がされない懸念について、県全体として必要な供給量等の確保は、市が計画を策定する段階において、県との意見調整を行うことで解消が可能である。 独自登録基準の設定に関し、市計画への委任を行っている事例を示しているが、法的根拠が明らかではない。事業者に規制等を行うものについては、法的根拠を明確にしたうえで行っていくべきではないかと考える。 本市ではサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があり、偏在について課題として捉え、計画策定権限並びに独自の登録基準の設定権限の移譲を求めているものである。 国土交通省においても、サービス付き高齢者向け住宅のあり方について検討会を開催し、現行制度においてサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があるとの課題認識を持っていることから、本市の抱えている課題については、共通認識と考えている。 さらに、検討会の中間とりまとめでは、「市町村で適切な立地を誘導すべき」との見解も出していることから、市への計画策定権限の移譲は、貴省のコンパクトシティ等の施策とも合致するものと考えている。 また、登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能とあるが、本提案は登録事務の移譲だけでは課題の解消ができないため、独自登録基準の設定と併せて登録事務の移譲を求めるものである。	
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和(空家の有効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版CCRCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空き家対策が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家をバリエーション化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したものとなるよう、安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所(サービス提供拠点)について、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。 (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をバリエーション化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家の有効活用をさらに押し進めることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。	高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)施行規則第11条	厚生労働省 国土交通省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	○本提案内容は、サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所を、地域の実態に即して、建物だけではなく車で移動する場合も認めるべきというものである。 ○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であることから、各地方自治体の判断で認めることは、現行制度上可能である。	高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は緩和することが可能ということとは理解するが、各地方公共団体の完全に自由な裁量により緩和することができると考えてよいのか。(例えば、一つの市町村全体を包含するような距離を設定するなど事実上国が定めた距離要件を撤廃するような規定も可能なのか。) 仮に可能とする場合には、国が一律に距離基準を定める意義はなくなるが、これに対し国が「望ましい基準」などを示し、地方の裁量の範囲を限定するようなことがないよう、責任ある回答を求めたい。	
290	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の整備促進に向けたサービス提供者の常駐場所の要件緩和	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空き家が点在する場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、状況把握及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所について、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能となるよう基準の見直しが行われた。 【支障事例等】 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する郡部においては、移動は車が中心であるため、徒歩での巡回に代わり、車で移動が現実的である。 【効果・必要性】 郡部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに押し進めることができる。	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	厚生労働省 国土交通省	兵庫県、和歌山県	○サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所については、これまで、「同一敷地又は隣接する土地」に限定していたところであるが、空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進等の観点から、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条を改正し、平成27年4月1日より、当該常駐場所の範囲を「近接する土地」まで拡大したところ。 ○「近接する土地」の範囲については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第227号)において、「歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする」旨通知したところであるが、当該通知は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に委ねられているものである。 ○また、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条に基づき、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能である。 ○このため、各地方自治体の判断で、本提案内容を確認することは、現行制度上可能である。	「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」は技術的助言とのことから、地方公共団体が地域の実情を踏まえ、近接地の範囲を判断できることは理解した。 なお、高齢者居住安定確保計画に記載することで、登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であるが、各地方公共団体の自由な裁量により緩和することができると考えてよいのか。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月12日閣議決定) 短観内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
仙台市、本庄市、鳥取県、横浜市	○登録審査の円滑化を図り標記住宅の登録を促進することを目的として、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る審査基準」を策定運用している。現状、市町村では高齢者居住安定確保計画の法的効力がなく、登録基準の強化・緩和を行うことができず、「判断の明確化」と「お願い」「誘導」をする内容となっているため、審査基準の内容を拒否されることも考えられる。市町村策定の計画にも法的効力があり、登録基準の独自の強化・緩和を行うことができれば、市町村が望ましいと考えるサ高住の供給を促進できる効果がある。また、法的効力が認められれば、市町村による計画策定も促進されと考えられる。 ○市町村の判断で登録基準(例床面積25㎡以上など)の強化・緩和ができないため、サービス付き高齢者住宅(サ高住)が建設費の面から地価の低い地域に集中的に整備される傾向があり、その地域の社会保険に影響が生じる。 ○サービス付き高齢者向け住宅の整備については、本県でも地域差が生じている。地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給管理及び立地適正化のために、市町村独自の登録基準の設定が有効である。 ○平成24年3月に高齢者居住安定確保計画を任意で策定している。策定や見直しにあたって、現行法では、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の付加は県の計画に盛り込む必要があるため、県との調整を要するとともに、市町村計画の法的位置づけがなく実効性の担保が薄い。 ○【地域における課題】サービス付高齢者向け住宅(以下、「サ高住」)の家賃や共益費、サービス費等が全国でもトップレベルに高い状況にある。高所得の高齢者は限られ、サ高住の供給促進を図るためには、中所得の高齢者向けに家賃やサービス費等の低減を図る措置を講ずる必要がある。また、市町村が立地・整備の方針や、契約の方針など地域の実情に応じた細やかな供給の方向性を計画に位置付けても法的拘束力を持たない状況にある。 【制度改正の必要性と効果】県内統一的な運用や調整を図ることも勿論必要であるが、現在、国が市町村に確保計画の策定を推奨している中で、法的運動性を持たない状況を改善することで、上記中所得者向けの家賃・サービス費等の低減の取組など、地域の実情に応じた登録基準の策定も可能となる。	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。ただし、広域的な観点からの調整が必要な介護サービスの提供に係る人材確保等について配慮が必要である。 ○国としてもコンパクトシティを推進する中で、市町村のまちづくりの方針に沿って、サービス付き高齢者向け住宅について市町村が立地をマネジメントできるようにすべきではないか。 ○国としても市町村が任意に高齢者居住安定確保計画を策定することを推奨しているところ。加えて、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画による委任を受け、市町村も登録基準の強化・緩和を行っているという実態を認めるのであれば、市町村が主体的にまちづくりを行えるようにする観点から、法令上、希望する市町村に計画策定権限を移譲するべきではないか。 ○計画策定に際して、都道府県との協議を求めることとすれば、都道府県の施策の方向性と齟齬を生じるといった懸念は解消されるのではないか。	○希望する市町村が、都道府県と十分な調整の上、高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、 ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、 ・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されない との懸念の解消に資する可能性はある。 ○しかしながら、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和を行うことについて、一部の都道府県からは、都道府県と調整した場合でも、 ・市町村ごとに登録基準が異なることとなるため、登録や指導監督に関する事務が大幅に増加し、煩雑化するおそれ ・周辺市町村の意見も反映させる必要があるのではないか ・計画を定めた市町村の区域を対象外とするのであれば、都道府県の計画策定・改訂に支障が生じるおそれ ・都道府県計画と市町村計画の策定期間が同時期でなければ、調整が困難 等の懸念があると聞いている。 ○一方で、制度的には、市町村長が登録や指導監督に関する事務を担うこととする。 ・入居を希望する高齢者に対して、一定件数以上の登録について、一貫性をもって登録情報を提供すること(登録簿を作成し、一般の閲覧に供すること) ・人口規模の小さい市町村によっては、当該事務を適切に遂行することが難しい場合なども想定される。 ○このため、こうした都道府県の意見等も踏まえ、本登録制度の運用実態等を勘案しつつ、ご提案の内容について検討を進めてまいりたい。	5【国土交通省】 (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(厚生労働省と共管) 高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。	法律、省令	平成28年8月20日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)	
福知山市	既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 厚生労働省及び国土交通省からの回答が「現行制度上可能である」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、移動型の場合、事故発生時の迅速な対応や徘徊が見られる認知症高齢者の受入れ等について検討する必要がある。	○第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である(高齢者住まい法施行規則第15条第1項)。 ○ただし、当該基準の緩和を行う場合については、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行うことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行うことは困難であることにご留意いただきたい。 (「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」(平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号))。					
福知山市	既存空き家のサービス付高齢者向け住宅としての活用は、本市においても今後の課題であると考えている。	【全国知事会】 サービス付き高齢者向け住宅の登録基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 地域の特性に留意し、サービス付き高齢者向け住宅のサービスの質の低下につながることはないよう検討すること。 なお、現行制度上可能という回答であるが、登録権者が判断する際の課題について提案団体との間で十分に確認を行うべきである。	○第1次回答のとおり、都道府県が基本方針に基づいて定める高齢者居住安定確保計画に位置づけるのであれば、地域の実情に応じて、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法に関する基準の強化及び緩和を行うことは可能である(高齢者住まい法施行規則第15条第1項)。 ○ただし、当該基準の緩和を行う場合については、当該都道府県の区域内における高齢者向け住宅の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供の実態を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、入居者の心身の状況、突然の病気等を迅速かつ的確に把握し、必要な助言、介護サービス事業者の紹介、医療機関、家族等への連絡等を適切に行うことができるとは限らない状況把握サービス及び生活相談サービスの提供方法を許容する緩和を行うことは困難であることにご留意いただきたい。 (「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条第1項及び第2項の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準」(平成23年厚生労働省・国土交通省告示第4号))。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
55	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	コージェネレーション面的利用時の廃熱利用機器に係る容積率の緩和	平成23年3月25日付け国交省通知(技術的助言)及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則において、廃熱の供給側であるコージェネレーション設備だけでなく、廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例として明記すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるので、省エネ、省CO2に非常に効果的であるのに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである。(コジェネのエネルギー効率は約75%～80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%) 複数の施設でコジェネの廃熱を面的利用する方法は、省エネ・省CO2の観点から、今後ますます重要となる。分散型エネルギーのコジェネを効率的に利用するためには、コジェネからの電気・熱を面的に利用する必要がある、そのためには受入先のインセンティブも必要である。(廃熱の供給側であるコジェネ設備については、容積率制限の特例が認められているが(上限は基準容積率の1.25倍)、受入側の廃熱利用設備は明記されていない) 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、当該通知及び建築基準法第52条第14項第1号の許可準則を改正し、コジェネの廃熱を別建物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の特例に明記することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 東京都でのオフィス街の再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡)では廃熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減ってしまうため、廃熱の受入れを断念するケースがあった。	国住街第188号 平成23年3月25日付け「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)」	国土交通省	埼玉県	建築基準法第52条第14項第1号に基づき同一敷地内の建築物の機械室その他これらに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には、当該建築物の容積率を許可の範囲内において緩和することができる。 また、当該許可に係る基本的な考え方を示した平成23年3月25日付け国住街第188号国土交通省住宅局市街地建築課長通知(以下「通知」という。)及び通知に係る建築基準法第52条第14項第1号の許可準則(以下「準則」という。)は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、ご指摘の「コージェネレーション設備についても許可対象として例示しているところである。 なお、コージェネレーション設備については、受け入れ側施設も含まれるものである。	貴省の回答により、コージェネレーションからの廃熱を受け入れる別の敷地にある設備においても、平成23年3月25日付け国住街第188号国土交通省住宅局市街地建築課長通知(以下「通知」という。)及び通知に係る建築基準法第52条第14項第1号の許可準則(以下「準則」という。)に明記されている「コージェネレーション設備」として、許可の対象となることが示されたが、建築基準法第52条第14項第1号に記載されている「同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積」という文言から、ほとんどの自治体は別の敷地にある設備までが対象になりうるとは認識していない。 通知及び準則において、例えば、「コージェネレーション(廃熱を受け入れる別の敷地にある設備を含む)」という文言を明記することにより、容積率緩和の対象となることを明確にする必要があると考える。また、説明会や文書での自治体担当者への周知も併せてお願いしたい。	
78	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和	建築基準法第12条第2項および第4項(昇降機を除く)の定期点検の対象建築物・建築設備について、法第12条第1項および第3項同様、特定行政庁が指定することができるように法改正を求める。	【制度改正の背景】 定期点検の対象となる建築物・建築設備について、民間と建築主事を置かない市町村は、特定行政庁の指定するものを対象とする一方、国、都道府県、建築主事を置く市町村は、法令で定める床面積100㎡超の建築物などを対象とし、特定行政庁の裁量の余地がない。現に、豊田市では、倉庫や車庫等、不特定多数の者が使用しない建築物が、民間では対象となっていないが、豊田市役所所有の施設は対象となっている。 【具体的支障事例】 「倉庫」に着目すると、民間の倉庫および建築主事を置かない市町村の管理する倉庫について、愛知県では定期点検の対象外だが、国、都道府県、建築主事を置く市町村が所有する100㎡超の倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる。豊田市で100㎡を超える倉庫は、29施設8,568㎡存在し、委託費約100万円／3年に加え、それにかかる人件費も必要となっている。 【制度改正の必要性と効果】 法律上の定期点検の対象範囲について、「民間、建築主事を置かない市町村」よりも「国、都道府県、建築主事を置く市町村」の方が広がっている地域が現に存在する。この範囲区分に明確な根拠はないと思われ、実質的に維持保全を確実に行うことが重要であり、不特定多数の者が利用する施設を対象とする等、整理を行う必要がある。 定期点検(損傷、腐食その他の劣化状況点検)対象となる「床面積が100㎡を超える倉庫」について、書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が低い用途に供されているものを対象から除外すれば、公共建築物に係る維持管理コストの縮減を図ることができる。	建築基準法第12条第2項、第4項	国土交通省	豊田市	建築行政を担う都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物(建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物等)に限る。以下「公共建築物」という。)については、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の安全性を確保することが当然に求められることから、同法第12条第2項及び第4項の規定により、不特定多数の者が利用するものに限らず、公共建築物の全てについて、劣化状況の定期点検を義務づけている。 ご提案にある「書庫や防災倉庫等人の出入りが極端に少なく、安全配慮の必要性が低い用途に供されている」建築物であっても、経年劣化により倒壊や防火上の性能が低下するなど危険な状態になる可能性があるため、ご提案のとおり、当該建築物を定期点検の対象から除外し、制度上劣化状況の点検を全く行わないことを認めることは、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の安全性が担保されないことから、困難であると考えている。 しかし、ご提案の趣旨を踏まえ、建築物の用途等に応じた定期点検の頻度の緩和等について検討を行うこととする。	「不特定多数の者が利用するものに限らず、公共建築物の全てについて、劣化状況の定期点検を義務づけている」とのことだが、法文上の点検対象が公共建築物の全てとなっているわけではなく、国土交通省HP掲載の「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について」によると、「国都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物のうち、不特定又は多数の者が利用するものについて、損傷、腐食等の劣化の状況を定期に点検することを義務付ける」とあるので、『不特定又は多数の者が利用するもの』に限定されると考える。「倉庫」等、不特定多数の者が使用しない建築物は、点検から除いてよいのではないかと。 特定行政庁による点検対象の指定は地域事情等を鑑み指定しているため、一定地域では建築主事を置く市町村、置かない市町村、民間でその設定を同じにすべきと考える。市民(国民)にとっては同じ公共なので、主事を置く市町村よりも置かない市町村のほうが点検対象の範囲が限定されうることについて理解は困難い、限定するとしても、建築行政に詳しい主事を置く市町村の方を限定すべき。 特に倉庫については、社会環境の変化による既存施設の倉庫への用途変更、防災意識の高まりによる防災倉庫の建築等により、市町村管理の倉庫は増える傾向にあるため、倉庫に関しての法整備は課題である。別表第1の(6)倉庫について、全ての倉庫でなくとも、倉庫業を営む倉庫や大規模な倉庫等に限定することも検討すべき。 倉庫全てを点検対象から外すことは出来なくとも、定期点検の頻度の緩和だけでなく、倉庫の範囲を限定する等の対応が必要ではないかと。 【補足事項】 具体的支障事例にある試算は、法第12条第2項にかかる建築物としての倉庫に着目したものであるため、法第12条第4項にかかる倉庫に付随した建築設備を定期点検の対象から外したり、倉庫以外の建築物・建築設備を対象から外したりすることになれば、さらにコスト削減・人件費削減の効果が上がる。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定(制度)」により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		受入側のコージェネレーション設備を設置する建築物についても、機械室等を有する建築物であることについて敷地単位で判断するものである。 これまでの運用と変わらないものであることから、改めでの通知等は必要ないものと思われる。					
大津市、福山市	○提案されている豊田市と同様に不特定多数が使用しない倉庫等の業務負担に加えて、市営住宅の居室内部の点検について、プライバシーや入居者との調整の観点から点検の対応に困惑している。このため、豊田市が提案される“特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和”にたいして賛同する。 ○定期点検対象となる施設に床面積が100㎡を超える倉庫が4施設あるが、利用者が少ない施設であるので点検対象外となれば管理コストの削減を図ることができる。 ○床面積100㎡超の倉庫・車庫や同等の倉庫・車庫が存する建築物の点検を実施しているが、中には不特定多数の者が利用しない資材倉庫も含まれており、点検対象を整理する必要があると考える。	【全国市長会】 建築物の用途等に応じ、定期点検の対象となる施設の面積を緩和するなど、提案団体の提案の実現に向けた検討を求める。		建築基準法第12条第2項及び第4項は、公共建築物を利用する者及び公共建築物の周囲の安全性を確保するため、公共建築物の全てを対象しているものである。不特定又は多数の者が利用しない「倉庫」であっても、経年劣化による倒壊や防火上の性能の低下などにより、周囲に対して危険を及ぼすおそれがあるため、定期点検の対象を「不特定又は多数の者が利用する」用途に供するものに限定することはできない。 なお、建築主事を置く市町村は、その地域の建築行政を適切に行う責任を有しているため、全ての公共建築物を定期点検の対象としている。	6【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検(12条2項及び4項)については、当該市町村の長等が建築審査会の同意を得て指定する公共建築物を、定期点検の対象から除外することを可能とする。	法律	平成28年 6月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
192	B 地 方に対 する規 制緩和	医療・ 福祉	産後ケア事業の推 進に向けた法的位 置づけの付与及び 各種規制の緩和	世田谷区の独自事業として行っ ている産後ケア事業の推進及び全国 への波及を目的として、現在法的な 位置づけのない産後ケアセンター に児童福祉法等による法的位置づ けを与えるほか、センター設置にあ たって障壁となる各種法規制(建築 基準法、旅館業法)の規制緩和を 行うことを求める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望 する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の拡充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令による規制等の確認を行いながら事業 を進める必要があるほか、次のような事業の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 ①建築基準法第48条に基づく別表において第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建築物が列挙されているが、当区で大 きな割合を占める同地域に建設できるかが判然としない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的位置づけを有していないため、旅館業法の適用を受けることとなり、例えば、カウンターの 幅に係る規定や宿泊者名簿の備えが必要など、本来的には必要ないと考えられる設備基準を満たさなければならぬ。 【支障の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、 次のような方策を検討された。 ①特定行政庁の判断で、法48条別表第2に列挙する建築できる建築物に「類するもの」として独自に解釈する方法も考えられるが、全 国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないことになると考えるが、法的位置づけが 得られないにしても、通知等により適用除外規定を定める。	児童福祉法第6 条の3第3項、第7 条第1項、 建築基準法第48 条第1項、第2項 旅館業法第6条	厚生労働 省、国土交 通省	特別区長会	ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第48条の許可の十分な実績がなく、明確な法的 位置付けもないことから営業形態や建築物の利用状況が定まっているとは言えないが、特定行政庁が第一 種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと 認めて許可した場合には、当該用途地域で建築することが可能である。	産後ケア事業は、核家族化の進展や地域とのつながりが希薄化しているとされる中、家族や地域の支 援を得て子育てを行うことが難しい状況であること、産後早期は、育児不安等により心身の不調をきたす 時期でもあることから、重要な子育て支援策の一つである。 また、平成20年3月に「産後ケアセンター桜新町」を開設し先駆的に取組んでいる世田谷区への自治体 の視察は絶えない状況である。 事業の重要性等から全国的な事業展開が想定される中、回答で指摘された一部の市町村に留まって いるのは、不要な規制を受けることがその一因である。実際、今年度事業実施に向け取組んだ区におい て、既存施設での事業実施を検討したが、玄関横場の設置等の基準を満たすための施設改造が必要とな り断念した等、特に旅館業法の適用が支障となり実施を見送る事業者が多く、1つの産科医療機関の 空きベッドを使っている実施に留まっている。本事業に対する区民からの要望も高く、早急に事業の拡充を 図る必要が生じている。 建築基準法に関する回答内容については既に承知しているが、昨今のニーズの高まり、重要な子育て 支援策を全国的に展開させる観点から、提案したとおり、法第48条別表第2に列挙する建築できる建築 物に「類するもの」に含むとするなど、国においてその明確化等を行っていただきたい。	
56	B 地 方に対 する規 制緩和	土木・ 建築	公営住宅建替事業 の施行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集 約化や廃止を計画的かつ円滑に行 うため、公営住宅法第2条第15号の 「現地要件」を緩和し、非現地で法 定建替事業が行えるよう法改正を 行うこと。	【制度改正の必要性】 本県の県営住宅は、小規模な団地が比較的多く、今後の世帯数の減少、コンパクトなまちづくりや維持管理費削減の観点から、老朽 化した小規模団地については、用途の廃止や中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化を推進することが必要となっている。 再編整備の前提となる公営住宅の建替事業を法定建替えとして実施するには、公営住宅法第2条第15号により現地要件を満たすこ とが必要である。法定建替えでは入居者に対して法に基づく明渡請求を行うことができるが、任意建替えではできない。 本県では、平成37年次までに10団地を用途廃止し、中・大規模団地へ集約する目標値を設定しており、厳しい財政状況の中で、再編 整備を効果的かつ効率よく推進するためには、非現地での建替えを法定建替えとして実施できるよう現地要件を緩和することが必要で ある。 【支障事例】 任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計 画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めることができない。また、明渡請求を行えない廃止予定団地については移転 対象者をより少なくするため、あらかじめ長期間入居募集を止める必要があり、団地を廃止するまで空き室が生じその分の家賃収入を 得ることができない。さらに、少数であっても残入居者がいる間は、建物の維持管理費がかかるため家賃収入と支出との均衡が図れな い。 【懸念の解消策】 入居者に対する明渡請求は入居者の権利を制約するものであるが、公営住宅建替事業は、公営住宅法第39〜43条で入居者保護の 規定(再入居の保障、仮住居の提供、移転料の支払等)が整備されており、公営住宅建替事業の画一的かつ迅速な実施のために、借 地借家法第28条(正当理由)の特例として明渡請求を行うことが認められていると解すべきである。現地要件を緩和してもこれらの入居 者保護規定が適用されるのであるから、入居者保護に欠けることはないと考えられる。	公営住宅法第2 条第15号	国土交通省	埼玉県	そもそも、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するために、事業主体は当該公 営住宅の入居者にその明渡しを請求することができることとなっており(公営住宅法第38条第1項)、この 請求を受けた入居者は、速やかに公営住宅を明け渡さなければならないとされている(公営住宅法第38 条第3項)。 公営住宅建替事業の「現地要件」については、仮に非現地建替えを認めた場合、従前の居住地とは別の 場所に、責めに帰せられるべき事由のない居住者が、行政の一方的な判断のみで非自発的に移転を求 められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、公営住宅法第39条 から第43条までの入居者保護規定を拡大適用するなどの如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤 廃することは不適当である。 なお、公営住宅の非現地建替えを行う場合に財政支援することは可能であり、その点は平成27年1月30 日付け住宅局住宅総合整備課長通知にて明らかにしているところ。	公営住宅の再編整備は、人口減少や将来的な世帯数の減少を踏まえ、コンパクトシティの実現や団地 経営の効率化など、近年、必要性が高まっている自治体の政策課題に対応する観点から行っているも のである。 公営住宅の建替事業は、事業の公共性が高く、その画一的かつ迅速な事業の実施が求められるた め、当該事業に伴う明渡請求を特別に法で定めているものである。他方で、入居者の居住の安定を確保 するため、建替後の新しい公営住宅への再入居の保障、家賃の激変緩和、仮住居の保障等の規定を置 く。公営住宅建替事業の円滑な実施と入居者の保護の調和を図っている。(逐条解説公営住宅法) このようなことから、現地であるか非現地であるかの別によらず、公営住宅法に基づく事業であることに 鑑み、明渡請求を付与しても入居者の権利を著しく侵害することにはならないと考える。 また、公営住宅は税金により整備されており、入居や低廉な家賃について特別な配慮がなされている。 民間の賃貸住宅とは性質の異なる住宅であることを考慮すると、明渡しについて一般法である借地借家 法の規定との均衡を図る必要があるかの議論すべき点であると考ええる。	
81	B 地 方に対 する規 制緩和	土木・ 建築	公営住宅の明渡し 請求に係る収入基 準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入 として定められている(令第9条第1 項)収入基準を、事業主体が条例で 定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元以下で事業主 体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居して いる。本市の平成26年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者219名(全体の12.33%)が引き続き入居しており、入 居待機者は205名に及んでいる。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができる ようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居 し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に 合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続 いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものであ る。	公営住宅法第2 9条	国土交通省	豊田市、松 山市	明渡請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法定明渡請求を講ずること ができる場合を同法は限定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のみ)。「高額所 得者」は、法定明渡請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があつて はならず、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。 また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能」な年収とな る基準(月収)としているところ。これは、仮に高額所得者に対して明渡請求を行う場合においては、高額 所得者の居住移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額 所得者の自由意思でほぼ全国どこにでも新たな居住先を求めのに困難のない基準とならなければならないことによる ものである。したがって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。 以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。 なお、高額所得者要件を全国一律で定めている限り、高額所得者と認定された者は如何なる地域におい ても公営住宅の入居収入基準を満たさないこととなることから、「低額所得者」の公営住宅の入居を何ら阻 害する結果とならない。	本市では、毎年度多くの入居希望者の申し込みを受けており、生活が苦しく、公営住宅に入居を希望し ながら入居が叶わない世帯がいる一方で、民間賃貸住宅に入居できる収入がありながら公営住宅に居 座り続ける世帯があり、支援のミスマッチが生じてしまっている。このような状況は公営住宅を管理する 他の自治体でも起こっていることであり、昨今における公営住宅の課題の1つと感じている。 退去後における高額所得者の住まいの選択額は、戸建て住宅の取得だけでなく、民間賃貸住宅への入 居も該当すると考えており、高額所得者の明渡収入基準は民間賃貸住宅の家賃相場やストック状況に 応じて定められることが望ましいと考えている。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
富山市、熊本県	○現在、産後ケア施設のH29.4開業に向け準備を進めているところだが、当施設の法的位置づけが未整備なことから旅館業法の適用を受けざるを得ず、本来事業に必要なない設備等を配置せざるを得ないなど左記②とまったく同じケースとなっている。	【全国市長会】 各地域の事業の実情に配慮しつつ、産後ケア事業の法的な位置づけ等について検討すること。		ご指摘の産後ケアセンターについては、様々な利用形態が想定されるところであり、建築基準法第48条の許可の実績も少ないことから、現在のところ、建築基準法上の用途として位置付けすることは困難である。 なお、特定行政府が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地域で建築することが可能である。					
苫小牧市、横手市、天童市、真室川町、さいたま市、春日都市、東京都、長野県、京都府、海南市、鳥取県、玉野市、宮崎市	○老朽化した公営住宅が多く、今後用途廃止や建替えに伴う集約化を推進する必要があるため、非現地での建替えも法定建替えとして実施できれば住宅整備を円滑に進めることができる。 ○小規模な団地を集約して建替えをしたいと考えているが、事業を早期に進めるためには公営住宅法の基づく明渡請求が必須であり、「非現地」での法定建替えが行えるよう緩和をお願いしたい。 ○公営住宅は8地域38団地986戸で広域的に拡散し、大半が耐用年限を過ぎた老朽化した木造・簡易耐火住宅であって、修繕費用の増や安全面の問題、生活様式の変化に伴う空き室の増加等の需要変化をみずして順次用途廃止していく必要が出てきているが、既存入居者の住替え交渉等で難航することもあり、現行の制度では計画的な用途廃止や建替え、集約化といった整備再編をスムーズに進めることに支障となっている。 ○任意建替えでは法に基づく明渡請求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわたる交渉が必要となる場合もあり、計画的な廃止や集約化といった再編整備をスムーズに進めることができない。 ○老朽化した小規模団地を中規模・大規模団地の建替えに合わせた集約化は実施していない。(用途廃止予定近辺の府営住宅に斡旋している。)しかし、現在見直しを進めているストック総合活用計画(長寿命化計画の策定)の中で、団地の再編・非現地建替えを推進することが必要と考えられることから、今後は集約による非現地建替えの計画も想定され、円滑な建替えを進めていく上で提案の実現が望まれる。 ○長寿命化計画等で非現地統合建替等を計画しているため、「現地要件」が緩和されると円滑に計画実行できると考える。 ○近年の建替事業は、老朽化した小規模団地を中規模・大規模団地の建替えに合わせ集約化しながら、需要に即した建替えを実施している。法定建替えの要件には、現地建替えや建替え戸数等の要件があるが、統合・集約型の建替事業に関しては、これらの要件に合致しない場合が多く、任意建替えを選択せざるを得ない状況がある。こうしたことから、周辺小規模団地を含む一体的な建替事業を計画する場合でも、法定建替えとなるよう要件の緩和を図ることで、円滑な事業の実施が期待できる。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○現在、立法時には想定されていなかった人口減少社会が到来し、公営住宅の建替・集約化の必要性が公共の観点から高まってきている。 ○さらに、公営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供するという公共目的を有するものであり、民間住宅とは異なる性格を有している。 ○以上を踏まえ、非現地建替えにおける明渡請求の可否については、民間住宅と同列に考えるのではなく、公営住宅の性格、建替え・集約化の公共的な必要性等を踏まえ、公共政策的な観点から、別の判断が可能なのではないか。	○そもそも、新たな場所に公営住宅を建設するにあたり、現に存する公営住宅を除却しなければならないとする必然性を立証することは困難と考える。 ○そのような中、行政側の公共政策的な必要性(ストック総合活用計画、長寿命化計画等に基づく公営住宅の集約による団地経営の効率化やコンパクトシティの実現など)があれば、民事裁判に訴えることもせずに入居者を強制的に新たな場所に移住させることを可能とする制度改正を行えば、行政側の都合だけで現入居者の「これまでの住居にて居住したい」とする権利を容易に侵害することが可能となってしまう、またそれに対する歯止めもないこととなることから、たとえ公営住宅法第39条から第43条までの入居者保護規定を非現地建替えの場合にまで拡大適用するなどのいかなる条件を付したとしても、現地要件を外すことは不適当であり、現行制度を維持するべきものと考える。	<平27> 【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (i)公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平28> 【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193) (i)公営住宅建替事業(2条15号)については、現在、除却すべき公営住宅等が存在していた土地(隣接地を含む。)での建替えのみが対象とされている が、これに加え、複数の公営住宅の機能を集約する場合には、移転先が居住者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに配慮した上で、除却すべき公営住宅等が存在していた土地に近接する土地への建替えも対象とする。	法律	平成29年中	下記の閣議決定を踏まえ、公営住宅法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が第193回国会に提出され、4月19日に成立(4月26日公布、7月26日施行)。 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定) 6 義務付け・枠付けの見直し等 【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193)(i)	
横手市、天童市、長野県、高知県	○公営住宅の公募状況を見ると明らかに応募が集中する比較的新しい住宅と全く応募がない老朽化した古い住宅にわかれ、比較的新しい住宅は全体の3割程度しかなく供給が不足している。 また、高額所得者は毎年1.2名程度であるが、収入超過者は60人程いる。しかし、収入超過者に対し明渡請求が出来ないので、住宅に困窮して待機している入居希望者の支障になっている。 ○入居募集への応募倍率が平均6〜8倍である一方、収入超過者は822世帯にのぼる。また、建設費を除いた公営住宅の戸あたり維持管理費は約14万/年となっている。多額の維持管理費がかかる中、入居資格のある低所得世帯が入居出来ず、収入超過者が長期的に入居している不公平な現状は改善する必要があると考える。	【全国知事会】 公営住宅の明渡し請求に係る収入基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、地域の実情に応じた収入基準の設定などについて積極的な検討を求める。	<全国一律に基準を定める必要性> ○高額所得者の収入基準については、地域により住宅の供給状況や家賃相場は異なっており、全国一律に「ほぼ全国どこでも」持ち家を購入できる所得水準とする必要はないのではないかと。 ○全国一律の基準とすべき合理性があるのであれば、全国各地の住宅供給状況や家賃相場等のデータを踏まえて、お示しいただきたい。 ○保護の必要性が相対的に低い高額所得者の全国への転居まで保障する反射的な効果として、入居を必要とする住宅困難者の入居を妨げることとなり、公営住宅の本来の目的に反するのではないかと。 <条例委任について> ○貴省実施のアンケートでも、条例委任を受けて基準の引下げを行うニーズが明らかとなっており、条例委任を行うべきではないかと。 ○条例委任する場合、国の基準は維持したうえで、特例を設ける必要のある団体のみ条例で定めることができるような制度設計も考えられるのではないかと。	○高額所得者の中には、公営住宅を明け渡した後に別の民間賃貸住宅等に入居しようとしたとしても、当該民間賃貸住宅等における入居条件次第では必ずしも入居できるとは限らないことから、高額所得者に公営住宅の明渡請求を行うに当たっては、その基準は高額所得者が全国一律にほぼ全国どこでも持ち家を購入できる程度の水準とするべきものと考え。(なお、全国各地の住宅供給状況や家賃相場等のデータに関しては別途お示しする。) ○仮に高額所得者基準を条例に委ねることとした場合、各地方公共団体のそれぞれの事情により自由に基準を引き下げることができるようになるが、高額所得者といえども現在の基準以下である限りは公営住宅に引き続き住んで構わないとしている現状の中で、特段の法的保障もなく現在の生活基盤を根こそぎ奪うこととなる明渡請求の対象を、各地方公共団体の裁量如何で自由に設定できるとすることについては、慎重に考える必要がある。したがって、高額所得者基準については、現行制度を維持するべきものと考え。 ○なお、借地借家法においても、建物の借賃を増額する場合には相応の理由の立証が求められることとなるが、それとの均衡を考えても、明渡請求の基準を各地方公共団体の数量に委ねてもよいということにはならないと考える。	<平27> 【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (iii)公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準(施行令9条)については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平28> 【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193) (ii)公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準(29条及び施行令9条)については、一定の範囲内で地方公共団体が条例で定めることを可能とする。	法律	平成29年中	下記の閣議決定を踏まえ、公営住宅法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が第193回国会に提出され、4月19日に成立(4月26日公布、7月26日施行)。 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定) 6 義務付け・枠付けの見直し等 【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193)(ii)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
184	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	住宅地区改良法に基づく改良地区指定及び事業計画の決定に係る申出手続きの緩和	改良地区の指定及び事業計画の決定に当たって、市が申出をする場合は都道府県を経由しなければならないが、經由する時間の短縮化、事務の効率化のために、市が直接国へ申出することができるよう、規定整備を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 本市においては、新規指定の予定は今のところないものの、計画変更案件が年2〜3件ある。この手続きにおいても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を経由する必要があり、都道府県における内部の事務処理に2〜3週間を要している。 指定都市が都道府県に申し出る手続き、都道府県が国に申し出る手続きを踏む必要があり、事務に無駄が生じている。 (なお、都道府県とは必要に応じて、事前協議等を行っている。) 【見直しによる効果】 当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	住宅地区改良法第4条第2項及び第5条第1項	国土交通省	京都市	施行者たる市町村が住宅地区改良法第11条第1項、第13条第1項又は第15条に基づき不良住宅、改良地区内にある土地等を収用等する場合には、同法第16条第1項に基づき土地収用法を適用することとされているところ。同法第17条第2項により、市町村が起業者となる場合(同条第1項各号のいずれかに掲げるものであるときを除く。)には、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うこととされていることから、上述の住宅地区改良法に基づく収用等を市町村が行う場合には、収用等の対象となる起業地を管轄する都道府県知事の認定を受ける必要がある。 また、住宅地区改良法上、住宅地区改良事業は原則として市町村が施行者となる(同法第3条第1項)ものであるが、都道府県も市町村と協力して改良地区内の不良住宅の解消に努めるべきことから、都道府県は、住宅地区改良事業を施行する市町村に対する補助金交付者である(同法第28条)とともに、住宅地区改良事業に関して市町村に対し技術的援助を行う者でもある(同法32条)とされている。 このような事情に鑑みれば、国土交通大臣が住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づき改良地区を指定し(同法第4条第1項及び第2項)、及び施行者が事業計画を国土交通大臣に協議する(同法第5条第1項)に当たっては、都道府県としても改良地区の範囲や事業計画の内容について把握しておく必要がある。 したがって、御提案のような住宅地区改良法の改正を行うことはできない。 なお、京都市が施行中の3地区における直近の事業計画変更の申請については、いずれも市からの申請日の同日又は翌日付けで府から国への進達がなされているところである。(平成26年3月19日申請、平成26年3月20日進達の2件及び平成27年3月13日申請、平成27年3月13日進達の1件)	貴省の回答は、①土地収用法との関係で、改良事業を行う際に土地等を収用する場合に都道府県知事の認可が必要であること、②都道府県が補助金交付者であること、③都道府県が住宅改良事業に関して市町村に対して技術的援助を行うことから、都道府県も改良地区の範囲や事業計画の内容について把握しておく必要がある、ということと理由に、改良地区指定及び事業計画の決定において都道府県を経由する必要がある、というものであると理解する。 回答のとおり、確かに都道府県も改良地区指定及び事業計画について把握しておく必要はあると考えられるが、把握するという目的を達成するためには、改良地区指定及び事業計画の決定後に、市から都道府県に対して申請書類の写しを提供することなどでも対応可能であり、必ずしも改良地区指定及び事業計画の決定において都道府県を経由する必要があるという理由にはならないと考える。 事務の簡略化と手続きに要する時間の短縮のため、適切な措置を講じることを求める。 なお、本市から府への申請日及び府から国への進達日が近接している点については、実務として府との協議を行い、整った時点の日付で市から府に申請しているためであり、実際には府との調整が整い、申請を行うまでに2〜3週間を要している。	
226	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする	公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入手し、それらの方について一括して職権認定を行う。 ・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。 公約給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。 【支障事例】 生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければならなくなり、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。	公営住宅法第16条第1項	国土交通省	京都府 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告における職権認定の可否について、職権認定を認める場合の要件等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	社会的弱者への対応の視点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もあると考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○第1次回答で示した通り、改良地区の指定（住宅地区改良法第4条第1項）及び事業計画の決定（同法第5条第1項）は、収用認定（同法第16条第1項の規定による土地収用法第17条第2項）、補助金交付（住宅地区改良法第28条）、技術的援助（同法第32条）に関し都道府県の事務に影響を及ぼすものである。このため都道府県は、事業計画の内容等について把握しておく必要があり、加えて国土交通大臣が改良地区として指定する際及び事業計画に関する市からの協議に回答する際には、都道府県の意見をあらかじめ把握したうえでこれを行い、円滑な事業の推進を図ることが必要である。また上述の都道府県の意見は、本件提案事項の経由事務の際に国に提出することが可能であり、現行法による手続の進め方が効率的な事務処理方法である。したがって、改良地区の指定及び事業計画の決定に際しては、都道府県を経由することが必要であり、貴市見解にある事業計画等の決定後における写しの提供で代替することは困難である。					
釧路市、帯広市、苫小牧市、洞爺湖町、根室市、天童市、真室川町、埼玉県、大和市、海南市、玉野市、高松市、西条市	○入居者は収入申告が未提出のため、文書や訪問により面会を試みるが単身高齢者で精神疾患を持っており、全く折衝することができない。そのため、近傍同種家賃となり、家賃その他、公共料金が滞納に陥っている状況である。 ○生活保護を受給していれば収入申告の必要がないと思っている受給者もあり、何度収入申告を催促しても提出されないケースが毎年多々ある。 ○生活保護者や認知症患者、精神障害者等からの収入申告について、申込書や添付書類の提出催促等に多くの時間をさいており、また、そのような者に対し近傍同種家賃を賦課しても単に滞納家賃が増えるばかりで、かつ、支払い能力や生活再建等に配慮し明け渡し請求も実質的に出来ない状況がある。 ○生活保護受給者について、申告懈怠のケースが発生している。平成26年度の収入申告において、生活保護世帯は全2,496世帯であったが、そのうち16世帯が最終的に未申告であり、平成27年度の家賃が近傍同種家賃の設定となった。そのため、住宅扶助費との差額を負担しなければならなくなり、滞納等のトラブルにつながるケースが発生している。こうしたことから、生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を求める。 ○当初設定した収入申告の申告希望期限までに申告されない入居者がいるため、後日、収入を申告するよう督促する事例が発生しており、事務量の増大を招いている。公営住宅は、低所得者に対し、住宅セーフティネットとして提供していることを考慮すれば、生活保護受給世帯が、収入申告を忘れたことにより、近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費の額以上の住宅使用料(家賃)を負担しなければならないのは、公営住宅法の趣旨に反していると思われる。 ○同様の事案が発生しており、対応に苦慮している。生活保護受給者の方は、住宅使用料算定の為の収入申告書を生活保護受給の為の収入申告と混同されることも多く、未提出につながり易いものと思われる。 ○生活保護受給中である入居者が、収入申告を怠ることにより、近傍同種家賃を認定し、滞納及び明渡し請求につながった事例がある。福祉事務所と協力し、収入未申告者に対し、指導を行っているが、今後このような事例はありうると思われる。生活保護受給者等の収入変動がない入居者に対し、事業主体側で職権認定できるようになることは、望ましいと考える。	【全国知事会】 入居者からの収入の申告の方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○職権認定又は代理申告を導入する制度改正に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スケジュールについても具体的に示していただきたい。 ○マイナンバー制度の導入により、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に把握できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。	○「生活保護受給者等」の置かれている現状によっては、その収入について職権認定又は代理申告を認めることも選択肢の一つとして考えられることから、今般、御提案頂いた団体に対して「生活保護受給者等」の実態や制度改正を行う際の方向性等について調査を行ったところ。本調査結果については、本年10月上旬に予定されている提案募集検討専門部会の第2次ヒアリングの中で具体的に示示することとしたいが、提案団体間においても特に制度改正の方向性について見解が分かれており、また今回新たに新規共同提案団体が示されたことから、今後は同団体を含め全事業主体に対して同様の調査を行い、その結果を基に、来年度までに制度改正の可否について検討することとしたい。 ○なお、公営住宅の家賃は市場家賃よりも低廉なものであり、その低廉性を実現・維持するために国からの補助など公的な財政支出がなされているところ、低廉な家賃で公営住宅に居住していることは経済的にみれば公的給付を受けていることと同義である。このような公的給付を受けるためには原則として当該給付を受けようとする者が申告することが原則である（生活保護法第7条参照）。ことから、低廉な家賃の設定を受けなければならない状況にあることを入居者自らが申告する必要があるものとして、公営住宅法第16条では毎年度の収入申告を入居者本人に課しているところ。したがって、公営住宅が低廉な家賃設定の下で国からの補助などを受けながら供給されているものである限り、例えばマイナンバーを利用することにより入居者本人の収入状況を事業主体が把握することができるようになったとしても、入居者本人から毎年度の収入申告を求めることとする原則を変更することはできない。	6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (ii) 公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。	法律	平成29年中	平成27年閣議決定に基づき、公営住宅法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が第193回国会に提出され、4月19日に成立(4月26日公布、7月26日施行)。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
227	B 地 方に対 する規 制緩和	土木・ 建築	一部入居者の公営 住宅の収入申告に おいて代理申告を 可能とする	公営住宅法第16条第1項におい て、公営住宅の入居者全員につい て収入申告が義務づけられている が、今後急増すると思われる単身 の認知症患者について、本人から の申告によらず、市町村長等による 代理申告が可能となるよう、制度改 正を提案する。	公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる 単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改革を提案する。 具体的には、以下の方法等が考えられる。 ・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課 税台帳(H28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。 公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込み の際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の 申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な 家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱者についてのみ申請主義の例外を設けるも のである。 【支障事例】 申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければなら ない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。	公営住宅法第16 条第1項	国土交通省	京都府 関西広域連 合、滋賀 県、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県	一部入居者の公営住宅の収入申告における代理申告の可否について、代理申告の主体の範囲等を検討 するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討し ていく。	社会的弱者への対応の視点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいると考えられるため、 制度改正の前向きな検討をお願いする。	
287	B 地 方に対 する規 制緩和	土木・ 建築	公営住宅の目的外 使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象とな る社会福祉事業等は、グループ ホーム事業等が認められている が、対象事業に老人福祉法第5条 の2に規定する「小規模多機能型居 宅介護事業」等を追加するととも に、事後承認とするよう規制を緩和 すること。	【提案の経緯・事情変更】 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にお いても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進す るなど、新たな対応が求められている。 【支障事例等】 兵庫県は公営住宅の高齢化率は全体で33.7%、特に災害復興公営住宅については49.0%となっているほか、高齢者単独世帯も25%と なり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。 小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた場所での生活が継続できるよう「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスであり、本 県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の利用人数は、H25年度35,091人からH29年度には59,856人となる見込みで ある。 兵庫県では、今年1月に、入居者の高齢化率が44%を超える災害復興県営住宅の敷地内に「小規模多機能型居宅介護事業所」を オープンさせたため、国からは、倍率が1倍以上の住戸は事前承認は容易でないとの見解だったことから、駐車場を用途廃止の上、福祉 施設を建設したため、事前相談(平成24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。 3人に1人が自宅での介護を希望するなか、公営住宅法第1条に規定されている、「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多 機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 【効果・必要性】 事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護事業所」ような社会福祉施設が増えれば、空きストックの有効活用につながるほ か、高齢者が安心して住み続けることが可能となる。	公営住宅法第45 条第1項の事業 等を定める省令 第1条、第2条	国土交通 省、厚生労 働省	兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃 で」住宅を賃貸することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等としてグループホーム 事業等が規定され(公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条)、公営住宅の適正かつ合理 的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことが明示されている(公営住宅法第 45条第1項)。さらに平成8年8月30日付け建設省住宅局長通知において、このグループホーム事業等 については、事業主体から地方整備局長等への事後報告により、国土交通大臣の「承認」があったものと みなされており、国土交通大臣の事前承認手続は必要とされない。これは、グループホーム事業等により 支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低 額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いためである。 創提案の「小規模多機能型居宅介護事業」は、実態面であくまで「通い」を中心(厚労省作成資料による) とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅を 「住宅として」使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであるため、グループ ホーム事業等と同様に扱うことはできない。 なお、提案団体からは「公営住宅の空き室を目的外使用することで、小規模多機能型居宅介護事業を行 う」具体的なニーズの説明が、本年6月25日付けで内閣府地方分権改革推進室から送付のあった回答で は、得られなかった。	国交省は、本年度「少子化・人口減少に対応した地方創生施策の推進」において、既存の住宅団地の 建て替えを機に、福祉施設や医療施設等の整備を進めるスマートウェルネス住宅の実現に取り組んで いるほか、UR団地内に医療・福祉・子育て支援施設等の誘致を推進している。 本県では、災害復興公営住宅に地域住民との交流拠点としてコミュニティプラザが設置され、高齢者の 見守りや自立支援の拠点となってきた。公営住宅の入居者の高齢化が急速に進むなか、介護や食事の 手強などの生活支援は、安心して住み続けるために必要不可欠である。 小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」だけでなく、「泊まり」を組み合わせたサービスであり、既 存ストックの有効活用や公営住宅の福祉拠点化の趣旨に沿ったものとする。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月12日閣議決定)掲載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
釧路市、帯広市、苫小牧市、洞爺湖町、横手市、天童市、郡山市、埼玉県、春日部市、海南市、玉野市、宇部市、西条市、大村市、栃木県	○当市の収入申告事務においても、生活保護者や認知症患者、精神障害者等からの収入申告について、申込書や添付書類の提出催促等に多くの時間と労力をさいており、また、そのような者に対し近傍同種家賃を賦課しても単に滞納家賃が増えるばかりで、かつ、支払い能力や生活再建等に配慮し明け渡し請求も実質的に出来ない状況がある。 ○単身の認知症患者については、各自治体の福祉担当部門にて成年後見人の選定斡旋等を行っているが、決定までには時間を要することから、このような入居者に対しては、代理申告を推進することで、円滑な事務処理がなされるものと考える。 ○本県の公営住宅入居者の中には、75歳以上の後期高齢者の単身入居者が1,994人(平成27年4月1日時点)存在している。認知症等の理由により、収入未申告となる事例も発生しており、対応が課題となっている。こうしたことから、本県としても、単身の認知症患者について、本人の申告ではなく市町村長等による代理申告が可能となるよう制度改正を求める。 ○市で当初設定した収入申告の申告希望期限までに申告されない入居者がいるため、後日、収入を申告するよう督促する事例が発生しており、事務量の増大を招いている。当市では、単身の高齢者世帯が増加しており、今後は認知症を患うことにより、収入申告を行うことが困難になる事例も発生するものと思われる。	【全国知事会】 入居者からの収入の申告の方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○職権認定又は代理申告を導入する制度改正に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スケジュールについても具体的に示していただきたい。 ○マイナンバー制度の導入により、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に把握できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。	○「単身の認知症患者」の置かれている現状に鑑み、その収入について職権認定又は代理申告を認めることも選択肢の一つとして考えられることから、今後、御提案頂いた団体に対して「単身の認知症患者」等の実態や制度改正を行う際の方向性等について調査を行ったところ。本調査結果については、本年10月上旬に予定されている提案募集検討専門部会の第2次ヒアリングの中で具体的にお示することとしたいが、提案団体間においても特に制度改正の方向性について見解が分かれており、また今回新たに新規共同提案団体が示されたことから、今後は同団体を含め全事業主体に対して同様の調査を行い、その結果を基に、来年度までに制度改正の可否について検討することとしたい。 ○なお、公営住宅の家賃は市場家賃よりも低廉なものであり、その低廉性を実現・維持するために国からの補助など公的な財政支出がなされているところ、低廉な家賃で公営住宅に居住していることは経済的にみれば公的給付を受けていることと同義である。このような公的給付を受けるためには原則として当該給付を受けようとする者が申告することが原則である(生活保護法第7条参照)。ことから、低廉な家賃の設定を受けなければならない状況にあることを入居者自らが申告する必要があるものとして、公営住宅法第10条では毎年度の収入申告を入居者本人に課しているところ。したがって、公営住宅が低廉な家賃設定の下で国からの補助などを受けながら供給されているものである限り、例えばマイナンバーを利用することにより入居者本人の収入状況を事業主体が把握することができるようになったとしても、入居者本人から毎年度の収入申告を求めることとする原則を変更することはできない。	6【国土交通省】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (ii) 公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。	法律	平成29年中	平成27年閣議決定に基づき、公営住宅法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が第193回国会に提出され、4月19日に成立(4月26日公布、7月26日施行)。
	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		○第1次回答でもお示した通り、「公営住宅の空き室を目的外使用とすることで、小規模多機能型居宅介護事業を行う」具体的なニーズの説明が提案団体から得られていない中で、小規模多機能型居宅介護事業は実態面ではあくまで「通い」を中心(厚労省作成資料による)とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供する事業とされていることから、公営住宅を「住宅として」使用する事業ではなく、「住宅に困窮する低額所得者」に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある公営住宅制度の趣旨・目的(公営住宅法第1条)とは異なるものであるため、小規模多機能型居宅介護事業を同法に基づく目的外使用の対象となるグループホーム事業等と同様に扱うことはできない。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
289	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	特別賃貸県営住宅の入居促進を図る制度要綱の改正	入居率の低い住宅を低額所得者向けに提供できるよう用途変更し、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図れるよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号に記載する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に「地域特別賃貸住宅」の追加または通知等での明文化を求める。	【提案の経緯・事情変更】 本県では、ひょうご県民住宅(「地域特別賃貸住宅」・「特定公共賃貸住宅」の2種)の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は9割を超えている。 【支障事例】 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けに地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。 しかし、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っておらず、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)への用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱に基づく大規模修繕等の対象とならない可能性があり、用途変更が進んでいないことから、地域優良賃貸住宅制度要綱の改正または通知等で明文化することを求める。 ※地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号 「地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅について用途変更のための廃止を行い、(以下略)」 【効果・必要性】 国の要綱改正により、入居率の低い特定公共賃貸住宅に加えて地域特別賃貸住宅についても、用途変更を速やかに進めて入居促進を図ることが可能となるほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にある公的賃貸住宅団地のストック活用にもつながる。	地域優良賃貸住宅制度要綱2条16号	国土交通省	兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	地域特別賃貸住宅は、地域優良賃貸住宅制度要綱附則第3項により準用される同要綱第17条第4項第7号に基づき国土交通大臣等の承認を受けることで、用途変更のために地域特別賃貸住宅の廃止を行い、公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)へと用途変更することが可能である。 また、(用途変更後の)公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)については、公営住宅等ストック総合改善事業により、個別改善事業(規模増改善を除く。)の対象とすることが可能であり、御提案については現行制度で対応可能である。 なお、御提案については「現行制度で対応可能である」旨を提案団体に対して、内閣府地方分権改革推進室を通じて既に回答済みであり、重ねて通知等を発出する必要はないと考える。	現行制度で対応可能である旨は理解した。 しかし、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条の公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の定義に、「公営型 地域特別賃貸住宅」の記載がないため、所要の整備を求める。	
305	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	地方公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号における賃貸住宅の賃借人の資格に学校法人を追加すること及び同第3号に定める保証人に関する規定の削除を求める。	【提案内容】 地方住宅供給公社における団地コミュニティの形成や活力の向上、学校法人等における教育の質の充実のためには、学生に公社団地に住んでもらい、学生が地域貢献活動をするなど、公社と学校法人等が連携して公社団地を活用することが望まれるが、地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号においては、賃借人の資格を限定的に定めており、学生を入居させようとする学校法人等に賃貸することができない。 また、同条第3号の「確実な保証人のある者」との規定のため、法人に賃貸する場合には、保証人を得られず賃貸に至らないケースや、転賃借人である従業員が個人保証するといった矛盾した事態が生じている。一方、公営住宅やUR(都市再生機構)住宅については法令上保証人を求めている。 このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等を加え、学校法人等が契約名義人として公社との間に賃貸借契約を締結することを可能とするともに、同条第3号の規定を削除するよう提案する。 【支障事例】 大阪府住宅供給公社では、公社賃貸住宅を留学生の入居用として活用したい学校法人と協定書を締結の上、学生と賃貸借契約を締結しているが、次のような点が支障となっている。 ・学生の入居替わり時、住戸は同じでも、個々の学生との契約は一旦終了する。契約終了に伴う原状回復等について、間に入った学校法人とも調整が必要である。 ・協定に基づき、契約等に係る諸手続を学校法人が行うが、契約そのものは個々の学生と締結するため、間に入った学校法人と公社の双方にとって事務が煩雑である。 ・(連絡もなく突然帰国する留学生がおり、)契約者不在となった住居の退去事務等が滞る場合がある。	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号及び3号	国土交通省	大阪府、兵庫県、徳島県、京都市、大阪市	地方住宅供給公社が賃貸する住宅の賃借人に関する要件緩和の可否について、御提案に対応した場合における地方住宅供給公社の運用への影響等の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。	国土交通省による調査等を早期に実施されとともに、その結果を踏まえ、提案事項に係る所要の改正を、お願いしたい。	
102	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金事業における「年度間調整」について	社会資本整備総合交付金について、次年度以降における交付限度額の増額交付、計画期間内における年度間調整等、制度・運用の緩和を求める。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回った場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当該年度の交付決定額を超えて実施しても、翌年度の交付限度額における増額調整は認められていない。 地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右している。 【支障事例】 当市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が執行停止となり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住宅の耐震化及び狭あい道路の拡幅など多くの事業で先送りや余剰がなくなった。交付決定の段階で地方の予算は確定しているが、特定財源の担保がなければ延期や中止をせざるをえなくなり、住民の期待を裏切る結果となっている。 【制度改正の必要性】 国に提出した社会資本総合整備計画で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行は市町村が自由にできるようにすれば、当該年度の交付額が少なくても、市町村は、予算額に合わせて事業を実施できる。そのためには、現状の減額調整(交付金が余れば翌年度の交付限度額から減額)だけでなく、当該年度の事業実施額が交付決定額を上回った場合、その分翌年度以降における交付限度額の増額交付ができるよう制度を緩和する必要がある。それにより、効率的な予算執行が可能となり、翌年度における予算編成の確度も上昇する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 第7 2項及び3 項	国土交通省	長岡市	○ 社会資本整備総合交付金は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第16条に規定する国庫補助金に該当し、地方公共団体が策定する社会資本総合整備計画に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進めるべき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で交付金を配分しているものである。 ○ ご提案の「増額調整」は、計画に配分された交付額が要望額を下回る場合において、当該年度にその交付額に相当する事業費を超えて事業を実施し、超過した事業費に相当する国費分を次年度に交付することを求めているものであると理解する。 ○ 年度間調整は、事業の進捗が進まず、交付決定額と実際に実施した事業規模に相当する交付額(通常の国費率で算定した交付限度額)の差額が生じた場合、通常の補助事業であれば繰越や返還に係る手続が必要になること、通常の国費率で算定した交付限度額以上の国費を当該年度に充て、次年度の交付額からその超過額を控除することを認めることにより、地方公共団体の繰越や返還に係る手続に係る負担の軽減を図るものであり、ご提案の「増額調整」はこの制度趣旨とは異なるものである。 ○ また、社会資本整備総合交付金は、国庫補助金として、国としての政策上の必要性や優先度を踏まえ配分を行っているところ、ご提案通りの措置を認めた場合、地方公共団体自らの判断により実施した事業量に応じ配分することとなるため、国庫補助金としての性格上適当でないと考えている。 ○ 加えて、厳しい財政状況の中、ご提案の通りの措置を認めた場合、交付額を超えて事業を実施した地方公共団体に対し、その超過額を優先的に配分することを約することとなり、予算配分が硬直的となる結果、国として進めるべき優先課題への対応が困難になるといった問題や、地方公共団体において新たに生じた事業ニーズに対する財政的支援が困難になるといった問題が生じる懸念がある。 ○ 以上のことから、ご提案の「増額調整」を認めることは困難である	○御回答の考え方は、概ね理解しており、現行制度では、逆年度間調整はできない。 ○制度は、計画的投資事業であり、地方にとって計画的に進めてきた事業の中止は難しい。そのため、ニーズや大きな政策課題に対応した予算措置については、引き続き御尽力を賜りたい。 ○社会資本整備総合交付金制度は、地方の裁量の向上や事務手続きの簡素化など、地方にとって使いやすい支援措置として、多くの自治体が良い制度と評価しているものと理解している。地方創生の必要性が問われている中、制度の進化を期待して提案を行う。 ○財政状況が厳しい中、今後も今年度と同様に厳しい配分の傾向が続くことを懸念している。 ○より具体的な提案は、別紙のとおり。制度改正を伴うが、これにより、地方の予算が国の予算に左右される大きな課題は解消されんと思料する。 添付資料(別紙1-1及び別紙1-2)	有

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成26対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成26>として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
東京都		【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定(制度)」により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		○地域特別賃貸住宅制度は特定優良賃貸住宅制度の前身の制度であり、平成5年度に廃止されている。したがって、地域特別賃貸住宅の取扱いについて現行の地域優良賃貸住宅制度要綱に記載する場合には、同要綱の附則において規定することが適切だと考える。現に、地域優良賃貸住宅制度要綱附則第3項に地域特別賃貸住宅の同要綱における取扱いについて既に規定がある。 ○なお、第1次御提案の内容が現行制度で対応可能である点は、第1次御提案を正式に頂く前の段階で、内閣府地方分権改革推進室を通じて回答をし、その段階で提案団体からは回答内容について御理解を頂いたという経緯があったところ。					
		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		御提案内容の実現のために必要となる関係省令の改正に向けて、早急に検討してまいりたい。	6【国土交通省】 (13)地方住宅供給公社法(昭40法124) (i)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の資格(施行規則13条1号)については、省令を改正し、平成27年度中に「学校法人」を追加する。 (ii)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人に係る保証人規定(施行規則13条3号)については、賃貸人が賃借人の保証人の有無にかかわらず賃貸できるよう、省令を改正し、平成28年中に廃止する。	省令	平成28年3月31日公布・施行	地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号)の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第27号)	
能代市、横手市、小山市、銚子市、相模原市、茅ヶ崎市、上越市、野々市市、伊東市、島田市、豊橋市、八尾市、姫路市、倉敷市、宇部市、玉名市、宮崎市、延岡市、厚木市	○社会資本整備総合交付金事業にかかる実質的な国費率は低下の一途をたどっており、要望額の2分の1程度の交付決定しか受けられず、整備計画に位置づけた事業の推進に支障をきたしている。 ○社会資本整備総合交付金交付要綱が改正され、都市再生整備計画事業に関する事業の支援対象やハコモノ(高次都市施設・誘導施設)整備などで支援対象の見直しが実施されたが、今後も事業を継続して推進しなければならぬ地区に補助の導入が必要になる。予算を執行する際、国庫補助交付額の負担割合が減額になると、財源を圧迫する状況が考えられる。今年度においても、要望額に対して内示額が大きく下回るなど、当初予定した整備を翌年度以降へ先送りするなど、地元説明会においての年度工事計画に支障が生じている。今後、制度改正の緩和及び要望額と内示額の補てん調整等対策の必要性を感じている。 ○地方財政が厳しさを増す中、市道等のインフラ整備をする上では、社会資本整備総合交付金は市町村にとって欠かせない財源となっている。このような中、今年度は交付金内示額が要望額を大きく下回っており、市道と接続する最速の駅通に支障をきたしてしまっ。また、このような交付金内示額が毎年続いた場合、計画自体が立てられない状況となってしまうため、国に提出した社会資本総合整備計画で示されている事業費の範囲内であれば市町村が自由に執行できれば、計画期間内での整備が可能となる。 ○狭あい道路整備事業については、将来的には事業計画を策定し計画的に整備を進める予定があり、そのため社会資本総合交付金の計画期間内における年度間調整等の運用の緩和について、事業進捗状況などに応じて柔軟に対応することが有効であると考える。 ○今年度の交付金内示額が要望額を下回ったため、当初想定していた交付金の不足を単費で補うこととなった。本事業は、事業の先送りが難しいため、特定財源が確保できない中、厳しい財政状況の下での事業実施となっており、今後の事業スケジュールへの影響が懸念される。当市の本事業は、URの団地建替事業に合わせて関係機関とスケジュール調整の上、事業の実施をしており、事業の先送りは事業全体に影響を及ぼし、事業の継続性に影響が出る。そのため、制度を緩和することによって、計画的な予算編成により、効率的な事業推進が可能となる。 ○【制度の必要性】公共下水道事業は、「法律補助」であり、平成27年度事業は、交付金を満額交付されているが、「社会資本総合整備計画」による年度別計画を立てながら事業を実施しているため、交付対象にも関わらず、交付金内示額により、どうしても当該年度に実施せざるを得ない場合、市単独費にて実施している場合がある。また、事業費によっては翌年度に延期しており、社会資本整備の目標が達成できない恐れも生じていることから、整備計画期間内での事業費年度間調整等の制度が必要であると感じています。都市再生整備計画事業について、同様事例は今のところないが、同様の支障が生じる恐れは十分ありえる。 ○交付金内示額が要望額を大きく下回り(要望額に対して45%の事業有り)、予算が執行停止となった結果、住民の期待を裏切ってしまう。 ○前年度において、交付金要望額381,700千円(事業費ベース)に対して決定額196,221千円で185,479千円の減額交付となり、特に総合交付金では、156,529千円の大幅な減額となりました。このことにより道路改良事業の進捗が大きく遅れている状況です。 ○平成27年度の決定額(通常・防災安全の合計)は要望額の約6割であり、事業期間の見直しをせざるを得ない状況となっている。ここ2年は補正で繰入予算の減額、併せて、歳出事業費の減額配分により対応している。決定額が要望額を大きく下回るようになった昨年度から、予算枠の拡大など交付金の確保について国土交通省への要望を重ねて実施している。 ○交付金の内示率の影響により、当初予定していた補助額に足りない分は、単費で補う等、事業執行に大きな影響が出ている。特に橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業等については、全体の財政運営に大きな影響(支障)となるため、長期計画を立てるにあたり、大きな不安要素となっている。 ○要望額に対して4～5割の交付決定額となっており、計画的な事業施行が困難となっている。 ○【支障事例今年度、土地区画整理事業や街路整備事業の交付金内示額が要望額の27%しかないなど、多くの事業で内示額が少なく、予定していた事業の一部を先送りするとともに、地元権利者との約束等により必要不可欠な事業については単独市費にて対応せざるを得ない状況になっている。【制度改正の必要性】長岡市提案のとおり、 ○公室住宅ストック総合改善計画に基づき計画的に建替等を実施しており、長期安定的な住宅の供給のためには計画修繕等により建物の長期活用が重要と考え、内示状況が悪い場合も当初予算で市費や契約落差金を活用し事業を実施している。国費執行状況をみると、内示に応じた事業量の調整等により事業実施額が当該年度の交付決定額を下回る事もある事から、その分の翌年度以降における交付限度額の増額等ができるよう制度緩和できればよいが、国予算の増額が望めない中自治体の要望額が増え国費配分が不透明になる可能性が高いと考える。 ○全体設計(複数年工事)で認められた工事の、翌年度以降の予算が確約されたものとなっていないため、工事発注時に翌年度以降の交付金が必要額交付されなかった場合の対応を関係部署と調整後に発注せざるえない。 ○道路整備事業においては、交付金が要望額を下回った場合、単独費分を上乗せし、事業量を減らすことなく実施している。これは、供用開始時期が先送りできない事業や、事業の進捗段階において、関係地権者や地元自治会等と施工時期について調整を行っている都合上、交付金の配分が減っても事業量を減らすことができない現状を踏まえた対応である。この単独費上乗せ分が少なからず財政を圧迫しているのは事実である。 ○要望額と内示額の乖離が大きく、事業の遂行に重大な支障をきたしており、計画的なまちづくりを進めることができない状況にある。また、年度間調整については、2箇年度に限定することなく、旧まちづくり交付金で認められていたような、計画期間内における年度間調整が可能となるような制度であれば、計画期間全体で要望額と内示額の乖離を埋める調整が図りやすくなり、円滑な事業の遂行が図られると考える。		○ 前回の回答で申し上げたとおり、社会資本整備総合交付金は、国として進めるべき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で配分を行うものであり、ご提案のとおり地方公共団体が実施した事業量に応じて配分することは、国庫補助金の性質と相容れず、提案を受け入れることは困難である。 ○ 引き続き、地方公共団体のニーズも踏まえ、真に必要な社会資本整備のために必要な予算の確保に努めるとともに、適切な予算配分に努めて参りたい。						

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
143	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	砂防関係事業の構造協議の緩和	【支障事例、制度改正の必要性】 昨年8月に、広島市で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、砂防えん堤設置等のハード対策の迅速な実施が強く求められている。 事業着手後の構造協議を行うにあたり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度には、えん堤軸について11箇所、えん堤の工法・構造について10箇所の構造協議を国と実施したが、構造協議に向けた資料作成、国機関への出張等、縮減が可能であったと思われる日数が、1週間程度あったと考えている。また、協議に必要な図面等の資料については、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う場合がある。 【懸念の解消策】 構造等に関する県の技術基準は、国基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協議の簡素化は可能であると考ええる。(ただし、協議廃止ではなく、簡素化を求めるのは、最新の知見や情報を取得する観点から、国との協議はある程度必要と考えるため。) 協議のために県が準備する説明資料については、最低限必要となる資料について、統一的な作成基準をお示しいただければ、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面や比較表等の様式の定型化をしていただくことが有効であると考ええる。	砂防法施行規程第8条の3 平成24年6月18日付け事務連絡(国土交通省水管理・国土保全局 砂防部保全課保全調整官通知)	国土交通省	岐阜県	提案を踏まえ、協議が円滑に実施できるよう、最低限必要な資料を明確にし、都道府県に通知することを検討する。	構造協議の簡素化が着実に実施されるよう、対応願いたい。	
163	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	水防団の所掌事務及び公務補償の範囲拡大	【支障事例】 岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)。消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないジレンマがある。 今後、南海トラフ巨大地震が危惧されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となるところ、これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正(案)】 そこで、同じ地域の防災組織である水防団の組織力、救助能力等を活用すべきである。水防団は、市民からの信頼・期待が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。 水防法その他水防事務に係る関連例規においては、水防団の事務を水防事務に限定しているため、消防団の所掌事務の一部を水防団においても行えるようにし、災害対策、救助活動等の充実を図ることで、災害に強いまちづくり、さらには災害に強い国を作る必要がある。 その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければならない、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。	水防法第1条、5条、第6条2項 災害対策基本法第84条	総務省、国土交通省	岐阜市	消防団は、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」(消防組織法第1条)を職務としており、水防の任務も有している。 他方、水防団は、「洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持すること」(水防法第1条)を職務としており、消防事務のうちの水防に関する活動及びこれに伴うその他の水防に関する事務に特化した組織となっている。 したがって、水防団の職務に新たに消防事務の一部を加えることは、水防団を水防事務に特化した組織とした水防法の趣旨に反することになり、適切でない。 また、水防団を市の条例等を改正することにより消防組織法上の組織として位置付ければ、水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第36条第3号)等の限定された消防事務を担う組織とすることは可能であり、現行法で対応できる。 なお、この場合、公務災害補償は消防組織法により受けることができる。 上記のことについては、水防団が存する道府県を通じて周知してまいりたい。	専任水防団の必要性については、本提案で説明したとおりである。 水防事務を担う人材・組織を確保しなければならない中、水防事務のみを行うことを条件とすることで、何とか水防団への入団者を確保しているのが現状である。そのため、消防業務を兼任させることが難しいことを理解されたい。 貴省の1次回答では、「水防団を市の条例等により消防組織法上の組織として位置付ける」ことを提案される。 しかし、大規模災害時において救助に関する業務を行うとしても、日常業務として水防業務のみを行うのであれば、組織の性格上、水防法上の水防団として位置付けられるべきものであると考える。むしろ、組織の位置付けのような水防団の根幹となる部分ではなく、所掌事務の一部を追加することを求めるものである。 かかる理由により条例によって水防団を消防組織法上の組織として位置付けることは、地方自治法第14条の規定に反し不可能ではないかと考えるが、仮に可能であるとすれば、その根拠とともに通達等で示されたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
福岡県	○提案内容と同じ支障事例あり。解消策についても同意見である。整備局の構造協議に資する説明資料の作成等で日数を要するため進捗が遅れる場合がある。			ご提案を踏まえ、協議が円滑に実施できるよう、対応を検討しているところである。	【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防事業における国土交通大臣の認可(施行規程(明30勅令382)8条の3)後に、「砂防事業等全体計画・構造協議等の今後の進め方について」(平24国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課)に基づいて実施される構造協議については、協議が円滑に実施できるよう最低限必要な資料を明確化するため、当該通知を平成27年度中に改正する。 [措置済み(平成27年12月3日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課通知)]	通知	平成27年12月3日	砂防事業における構造協議で使用する資料について(平成27年12月3日付け事務連絡)	
岐阜県	水防団の任務の拡大については、水防法の目的に関わるため、当団体としても国に対して要望を行っているところである。(国は、「水防法の目的から、水防に係るもの以外の任務を追加する制度改正は困難である。水防の範囲に含まれる任務の拡大については、引き続き検討する。」との見解である。なお、現行制度上、消防団が水防を兼任し、消防団として水防活動を行うことも可能との助言があった。) 当団体の専任水防団員数は、岐阜市を含めて2,345人(H25.4.1現在)で、大阪府、静岡県に次ぐ全国第3位の規模となっているが、公務の対象となる任務が限定されていることは、水防団員の確保対策としても課題となっている。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		一次回答でも述べたとおり、水防団は、消防事務のうちの水防に関する活動及びこれに伴うその他の水防に関する事務に特化した組織であり、水防団の職務に新たに消防事務の一部を加えることは、水防団を水防事務に特化した組織とした水防法の趣旨に反することになり適切でない。貴市の提案については、現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」(消防力の整備指針第3.6条第3号)等の一部の消防事務とすることにより解決を図ることが考えられる。 (消防組織法第1条において消防の任務には水防が含まれること、水防法第5条第3項において消防機関が水防の任務を行うことが規定されていることから、消防団員たる機能別団員が水防事務を行うことは消防組織法及び水防法には違反しないと考えられる。) この他、水防団員として活動する者が、消防団員の身分も有し、大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動することも考えられる。 上記の方法であれば、現在の水防団員が、水防事務を行いつつ、大規模災害時における「救助に関する業務」等の一部の消防事務を新たに担うことが可能である。 このことについては、水防団が存する道府県を通じて周知してまいりたい。	【国土交通省】 (2)水防法(昭24年法193) 現在の水防団員が、水防事務を行いつつ、一部の消防事務を新たに担うことについては、現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務及び大規模災害時における「救助に関する業務」等の一部の消防事務とすることや、水防団員として活動する者が、消防団員の身分も有し、大規模災害時における「救助に関する業務」を行う消防団員として活動すること等によって可能であることを明確化するため、水防団が存する地方公共団体に平成27年中に通知する。 [措置済み(平成27年12月1日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課通知)]	通知	平成27年12月1日	水防団の所掌事務等について(通知)(平成27年12月1日付け国水環防第26号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
7	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	下水道管渠の更生工法に対する交付対象条件の緩和	【支障事例】 下水道管渠の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の観点から、効率的な工法であり建設技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)(5)」の要件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成し、協議を依頼したが、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(日本下水道協会)の要求性能と自立管の製管工法の性能比較を特に求められ、項目毎にガイドラインと建設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 【制度改正の必要性】 下水道管渠の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」をもとにしている。 しかし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な工法選択による長寿命化計画策定に影響を及ぼす場合がある。 そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議の簡素化を要望する。	下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)	国土交通省	福井市	ご指摘の「建設技術審査証明」は工法もしくは材料等が開発者が定めた水準に達しているかどうかを審査するものであり、交付金の対象として国が求める性能を担保するものではないことから、別途個別協議を必要としている。 なお、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」は、技術の進展などを踏まえて、適宜改定を行っていることから、現在対象外の工法についても、技術が確立されたものは、順次適用対象とする方針である。	①建設技術審査証明は、権威ある学識経験者による委員会を設置し、国土交通省並びに関係各機関のニーズ及び国等が定める技術指針に照らし、公平かつ公正に審査されたものである。建設技術審査証明事業(下水道技術)実施要綱第4条二号による技術達成型は下水道機構が示した審査基準等の確認条件を満たす技術であり個別協議を不要とすることができると考えられる。また、実施要綱第4条一号による開発目標型は、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に項目がなく開発者が定めた水準を審査している。しかし、交付金の対象の実績も多数あるため個別協議を不要とすることができると考えられ、併せて、事務手続きの簡素化をお願いしたい。 ②「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」の改定は、適宜改定となっているが、技術の進展などを踏まえると、改定が追いついていないことから、技術が確立されたものは、関係各機関へ個別協議が不要とする旨の通知をお願いしたい。	
70	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	国有港湾施設の他用途使用時の国承認の一部廃止	【提案理由、規制緩和の必要性】 国直轄工事により生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53条)、譲渡しない場合は港湾管理者に貸付け又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)。管理委託による場合、当該港湾施設を他の用途・目的に使用・収益し、又は他人に使用・収益させる際には、国が契約書で定める軽微な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の4)。地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政を担う地方公共団体でもある港湾管理者の責任と裁量に委ね、事務の簡素化を図るため、国が定める軽微な場合として国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	港湾法第54条 港湾法施行令第17条の4 港湾施設管理委託契約書	国土交通省	富山県	国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要なものとして国が直轄事業で整備した港湾施設である。当該施設は、用途・目的をもった公共の用に供する国の行政財産であり、本来、国は自ら当該施設について管理をしなければならないが、港湾法では、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理ができるよう、国有財産法の特例として、港湾法第54条に基づき、国有港湾施設について、国から港湾管理者に管理委託を行うこととしている。 他方、管理委託を行った場合であっても、こうした行政財産としての性格や管理主体そのものに変更が生じるわけではなく、管理の事務は受託者たる港湾管理者が行うこととなるが、委託者である国としても、当該事務が適切になされるよう、監督する責任を有している。 したがって、管理委託された国有港湾施設について、本来の用途以外の使用が行われる場合には、当該使用により施設機能に支障が生じないか、港湾施設の機能維持に必要な施設の維持・管理に支障が生じないか等、当該施設の本来の用途や目的が妨げられないよう、国による承認に係らしめることにより、国が責任をもって確認することとしている。 このため、ご提案の「地域活性化を目的としたイベント」については、港湾施設の本来の用途とは異なるものであることから、行政財産である港湾施設の適切な維持管理を確保する観点から、施設の所有者である国が、本来の用途又は目的を妨げない限度であるか否かについて、審査・判断することが必要である。 以上から、国有港湾施設を「地域の活性化を目的としたイベント」などで使用する場合について、これを軽微なものとして一律に承認手続きを不要とすることは適当ではない。 なお、使用の範囲が小規模にとどまるもの等、当該施設管理に与える影響が軽微と認められるものについては、国による承認は不要としており、小規模な使用にとどまる「地域活性化を目的としたイベント」については、国による承認は不要である。	「地域活性化を目的としたイベント」は、施設の改造を伴わず、一時的に港湾施設を使用する場合がほとんどであり、また、港湾管理者が、当該使用により施設機能への支障や施設の維持・管理への支障をもたらすことがないかどうかを確認している。 国有港湾施設の管理委託契約書において、他の用途への使用であっても使用面積が小規模な場合は国の承認が不要とされているが、この承認が不要な場合として、「施設の改造を伴わず、一時的(例えば1日)に使用する場合」を加えていただきたい。	
132	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害時における放置車両の移動権限の付与等	【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他物件を破壊できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。 【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要がある。 【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。	災害対策基本法第76条の4、第76条の6	内閣府、国土交通省	東京都	○ご提案の内容については、大規模災害が発生した際に臨港道路においてご指摘のような支障が生じる可能性があるのかどうかといった点や、現行法制度での対応の可否も踏まえながら、関係機関の意見を伺いつつ、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討してまいりたい。	臨海部には、大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都の地域防災計画の中で広域輸送基地に位置づけられたふ頭があり、救出救助活動や緊急物資輸送等を展開する上でも非常に重要な活動拠点となる。また、災害拠点病院や応援部隊の活動拠点となる大規模救出救助活動拠点、国と連携して応急復旧活動を行う基幹的広域防災拠点など、いずれも防災上重要な拠点が臨海部には数多く存在しており、緊急輸送道路に位置づけられた臨港道路は、これらのネットワークを形成する重要な施設である。 発災時に車両が放置された場合には、これらの臨港道路の通行が遮断される可能性があり、救出救助や物資輸送等に多大な影響を与えかねないので、ご回答のとおり災害対策基本法の改正等を前向きにご検討いただきたい。	

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月25日閣議決定) 記載内容 ※平成26対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成26>として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成28>として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
浜松市、沼津市、豊橋市、宮崎市	○「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)(5)」の要件で個別協議を行い管更生工事を実施した事例があった。今後も新技術・新工法の開発により、協議を要する事例が生じると考えられるが、建設技術審査証明が取得済みの工法においては、協議にかかる時間と労力を削減するために、個別協議の簡素化を要望する。 ○自立管による製管工法を検討し、支障事例と同様の処理にて、個別協議資料作成から協議終了までに多大な時間を要した事例がある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	下水道管きよの更生工法は交付金等の適正な執行を確保する観点から、所定の品質を確保できることを確認するため、 ・「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に基づくものであること ・それ以外の場合は個別協議によることを交付要件としている。 建設技術審査証明事業は特定の現場での技術の品質が基準に適合することを保証するものであり、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」のように、一般的な現場における品質を保証するものではないため、個別協議を不要とすることはできないが、建設技術審査証明を取得済の工法など一定の技術的知見の蓄積があるものについては、その内容を前提とした個別協議により、簡素化を図りたいと考えている。 「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」についても、技術開発の進展等を踏まえた速やかな改定がなされるよう、発行者である日本下水道協会と適宜協議を行いたい。	6【国土交通省】 (17)社会資本整備総合交付金 (i)「下水道管きよの更正工法による改築に関する交付対象の運用について」(平成26国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)に基づいて国土交通大臣と個別に協議を行うこととされている工法については、日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業により建設技術審査証明書を取得した工法等一定の技術的知見の蓄積がある場合には、協議を簡素化できるよう、当該通知を平成27年度中に改正する。 (ii)「下水道管きよの更正工法による改築に関する交付対象の運用について」(平成26国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課)において、交付対象となる工法に適用すべき基準等とされている「管きよ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」(平成23日本下水道協会)については、技術開発の進展等を踏まえた速やかな改定がなされるよう、日本下水道協会と引き続き適時適切に協議を行う。	通知	平成28年1月18日	下水道管きよの更生工法に係る個別協議の運用について(平成28年1月18日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)	
-	○イベントでの使用を認めた事例はあるが、1日以内であり、国への承認申請までは行っていない。事務の簡素化を図るため、使用期間が短期間の場合は承認を不要とする改正を要望する。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分尊重されたい。	「施設の改造を伴わない、一日の利用の場合」であっても、目的や規模などによっては、施設管理に与える影響が大きい場合も想定され、管理委託者である国においても当該施設の使用について審査することが必要であることから、一律に承認手続そのものを不要とすることは適当でない。 なお、承認手続が必要な場合であっても、定例的に使用する場合については、速やかに承認するよう柔軟な対応を行っている。	6【国土交通省】 (4)港湾法(昭25法218) 国有港湾施設を他の用途・目的に使用する場合の国の承認(施行令17条の4)については、適正な公共利用を確保しつつ円滑な実施を図るため、制度の適正な運用に資する処理要領とともに申請の要否の判断に資する例示を、港湾管理者に平成28年中に通知する。	通知等	平成28年6月23日	国有港湾施設の適切な管理について(平成28年6月23日付事務連絡)	
京都府、兵庫県、広島県、香川県、宮崎市、横浜市、川崎市、神戸市、千葉県	○舞鶴港は、海上自衛隊や海軍関係機関の拠点にもなっており、地震など災害時に背後圏への緊急物資等輸送など、防災機能を有した港湾である。そのため、被災時には迅速な対応による早期の機能回復が求められる。しかし、港湾内臨港道路に放置等による車両があり、港湾管理者の判断により、直ちに移動できないのであれば、緊急車両や工事車両の通行の妨げとなり、早期復旧に大きな支障となることが見込まれる。このことから、本提案は本府にとっても有意義なものと思われる。 ○臨港道路は、指定都市高速道路に接続する等、都市圏の道路ネットワークを構成する道路網の一部として機能しているもの等がある。災害時は、救急車両や緊急支援物資の輸送のための道路としての役割を担っており、そのための通行を確実に確保する必要がある。 ○南海トラフ地震では甚大な被害が想定されており、緊急物資等の輸送を円滑に行うために耐震強化岸壁や臨港道路の整備、それに接続する緊急輸送道路の液状化対策などを実施しているが、東京都同様に、放置車両等により災害時応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある。 ○1福岡市地域防災計画及び福岡市業務継続計画において災害時に下記業務を行うように定められており、支障となる車両があれば移動等を行う必要がある。 福岡市港湾局建設班の事務分掌 ①港湾施設に係る応急復旧等(被害箇所の応急復旧、係留・護岸等施設の状況確認)②臨港地区に係る災害対策用地の確保(応援活動、物資・ゴミの一時保管、応急仮設住宅等)③資材調達及び配分④港湾関係機関との連絡 2福岡県緊急輸送道路ネットワークの中に、博多港の臨港道路もその一部が組み込まれており、円滑な車両の流れを確保する必要がある。 ○宮崎県の緊急輸送道路ネットワーク計画において、「臨港道路宮崎港」が第1次緊急輸送道路ネットワークに指定されていることから、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施を可能とするため、緊急通行車両の最低限の通行空間の確保が必要と考える。 ○横浜港においても東京港と同様に、耐震強化岸壁が存在しており、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 ○川崎港では、大規模地震発生時における緊急物資等の輸送を確保するために必要な岸壁の整備を進めている。耐震岸壁については、平成26年11月に改訂した川崎港港湾計画において、5パースが計画されており、このうち東扇島地区に2パースの整備が完了している。東扇島の耐震岸壁については、港湾広域防災区域(港湾法第五十五条の三の二)内にあるため、国土交通大臣は、広域災害応急対策を実施するためやむを得ない必要がある時は、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時的に使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収容し、若しくは処分することができるとなっているが、港湾管理者には、その権限が定められていない。現在、川崎市では、千鳥町地区において、耐震岸壁の整備を施設にあわせて進めており、今後、緊急物資輸送等を円滑に展開するための拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 ○災害時における放置車両への対応については、国土交通省の臨港道路だけではなく水産庁における輸送施設(道路)も対象としてもraitたい。緊急時には、漁港への緊急物資輸送等も考えられるため。 ○地域防災計画に位置付けられた耐震強化岸壁に続く臨港道路上においても、災害発生時に道路内に車両やその他物件が放置された場合には、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)等の各種計画における臨港道路の位置付けを踏まえ、港湾管理者による放置車両対策の根拠を災害対策基本法に位置づけることで、臨海部における発災後の迅速な道路啓開、並びに、警察、自衛隊及び消防との適切な役割分担の下での災害救助活動が可能となるのではないかと。 ○上記とは別に、農道や林道、漁港道路についても同様に、それらの管理者による放置車両対策の根拠の災害対策基本法での位置づけを検討すべきではないかと。	6【国土交通省】 (11)災害対策基本法(昭36法223) 災害時における車両の移動等(76条の6)の措置については、港湾法(昭25法218)に規定する港湾管理者が、その管理する道路について災害時における車両の移動等を行うことを可能とする。	法律及び政令	平成28年5月20日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号) 災害対策基本法施行令	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
97	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送に係る有償の考え方の見直し	【現行制度の概要】 道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。 個々具体的な行為が有償運送として、登録等が必要であるか否かについては、国土交通省自動車交通局旅客課長名の事務連絡により、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われる事例、有償運送に該当する事例等が示されている。 【支障事例】 行政が取り組む(運送サービス利用者に負担を求めない)需要実証調査も有償運送とみなされるため、運営協議会における関係者間で必要性、対価等について合意を得る必要があるとともに、より有効な運行経路を模索するための機動的な実証作業も困難である。	道路運送法 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(H18.9.29付け国土交通省自動車交通局旅客課長事務連絡)	国土交通省	九州地方知事会	他人の需要に応じ有償で旅客を運送する行為については、その目的に関わらず、原則道路運送法上の許可・登録が必要となる。 一方、市町村が自ら地域の需要を確認するために行う期間や地域を限定した実証実験・調査を実施することについては、当該自治体の事業として自治体が保有する車両を使用し、実験・調査費用の中に運送経費の全額を含んでおり、利用者からは一切の負担を求めない場合にあっては、現行においても道路運送法上の許可・登録を要さない運送の態様と考えている。 また、当該事業を利用者からの負担を求めず委託により行う場合であって、自治体の保有する車両を使用させ、受託者側においては運転や車両管理等その他一連の業務を当該自治体の名により実施する時は、受託者側にとっては、車両の提供を伴う運送ではないことから、運送行為とはならないため、同様に道路運送法上の許可・登録を要さない運送の態様と考えている。 しかし、当該受託者側の車両を使用したり、受託者側の名において運送したりする場合等は、受託者側においては、自動車による運送の依頼を受け、運送経費を含んだ委託料金を収受していることとなるため、受託者側は道路運送法上の許可・登録を取得する必要がある。	「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成18年9月29日付け国土交通省自動車交通局旅客課長通知)1の(4)によると、「市町村が公費で負担するなどサービスの提供を受けた者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など」は、道路運送法における有償運送の登録が不要とされ、「市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合」等いくつかの具体例が挙げられている。 また、上記の通知では、登録等の要否について「最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要」とされている。 地域の需給を確認するための実証実験等に係る自治体の委託事業については、左記回答の自治体の保有する車両を使用する場合等だけでなく、受託者側の車両を使用したり、受託者側の名において運送したりする場合に限しても、自治体が「公費で負担するなどサービスの提供を受けた者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合に該当するもの」と考える。 このため、上記の通知の取扱いに従って登録不要とすべきである。	
171	B	地方に対する規制緩和	農地・農業	農事組合法人が行うことができる事業種類の拡大	【支障事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうした中、農山村集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参入が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向にある中、収益向上や周年安定雇用を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参入に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、実施できない状況となっている。 株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続きの煩雑さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっている。 また、自家用有償旅客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。 【代替措置】 本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設ける。 【メリット】 農山村集落における生活サービスの提供 農事組合法人の経営の多角化、安定化	農業協同組合法 第72条の8 道路運送法施行規則第48条	農林水産省 国土交通省	長野県	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当している。 今回例示のあった地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売については、自らが生産する農畜産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを想定して、農事組合法人から株式会社に組織変更の制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社とすることができる制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。 なお、株式会社においても定款に定めをおくことにより1人1議決権的な運営も可能となっている。 また、自家用有償旅客運送の実施団体は道路運送法施行規則で同令第48条各号に列挙する非営利性を前提にした団体に限定しているところである。	貴省の1次回答第1段落目記載の制度の趣旨は理解するが、株式会社など民間企業が撤退し、農山村集落の主要な担い手が農事組合法人に限られる地域の実状もある中で、なぜ農事組合法人に集落存立に不可欠な生活サービス事業を実施する途を開くことができないのか、理由をより明確に示していただきたい。 また、株式会社の組織変更制度や、定款の定めにより1人1議決権的な運営が可能な点については承知しており、その上で、なお、株式会社化が、「農山村集落の実情に適した、構成員が平等に発言権を有する一人一票制の維持が困難(農事組合法人が同額出資ではない場合が多い)となるため、多数の組合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な「従事分量配当」ができないことなど、株式会社にはない農事組合法人ならではのメリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっており、現に現場の実態として、株式会社化を躊躇する法人が存在しているため、提案しているものである。 以上を踏まえ、再検討をお願いするとともに、法人の性格上、事業種類の拡大がなされない場合であっても、農事組合法人から円滑に移行ができ、税制上の優遇措置等も講じられた地方創生に資する新たな法人制度の創設など、民間企業では採算を取りにくい地域で生活サービスが維持されるような仕組みを省庁連携で検討していただきたい。	
285	A	権限移譲	運輸・交通	一時的需要増加時における一般旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限を都道府県に移譲する	【提案の経緯・事情変更】 交流人口の拡大を図るためには、来訪者の利便性と移動手段の確保を図る一方で、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じないよう、県全域における輸送体制を迅速に確立する必要がある。 【支障事例等】 今後、東京オリンピックやラグビーW杯、関西ワールドマスタースゲームズなど、世界的なスポーツ大会の開催が予定されており、イベント開催期間中、内外から多数の来訪客が見込まれ、日常交通手段として路線バス等を利用する住民の生活に支障が生じることが懸念されるが、運輸局の窓口は県内に1カ所しかなく、開催期間中に、住民の生活に支障が生じても、迅速に対応できないことが想定される。 【効果・必要性】 集客イベント開催中においても、住民の日常生活に支障が生じることなく、県全域における輸送体制を迅速に確立することができる。今後予定されている日本スポーツマスターズなど大規模イベントへの運輸体制を確立することで、交流人口の拡大が図られる。	道路運送法第21条第2号	国土交通省	兵庫県、鳥取県	道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第21条第2号の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。 当該許可は、乗合旅客の運送を許可する点において、法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合事業」という。)の許可と同様であるため、乗合事業の許可に準ずる取扱いをすべきであるが、乗合事業の許可に際しては、当該事業を適確に実施できる体制、能力が備えられているか等を、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきではなく、国が全国一律に定める基準の下で、統一的な運用により事務・権限を行使していくことが必要不可欠である。 上記の考えに基づき、本提案については、すでに過去の議論(事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)及び平成26年の地方からの提案等に関する基本方針(平成27年1月30日閣議決定))において結論が出ていると承知している。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「地域公共交通のネットワークに係る計画を策定することとするなど、地方公共団体が、先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現」できるような、実効性ある枠組みを国が整備すべきであるとしている。 しかし、21条許可を含め、一般乗合旅客自動車運送業にかかる許認可権限は国が持っており、必ずしも地域の実情やニーズに合致したものとなっており、地域交通の最適化が図られていない。 21条許可は、乗合旅客の運送を許可する点において、法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可と同様であるが、国から基準が示されれば、地域の実情を熟知した都道府県の方がより迅速な判断が可能である。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
豊橋市		【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、登録の簡略化を含め、検討を行うこと。		・道路運送法において旅客自動車運送事業の許可、または自家用有償旅客運送の登録に際しては、当該運送を適確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しており、当該運送が実証実験で行われる場合であっても当該審査の必要性に変わりはないことから、原則道路運送法上の許可・登録が必要となる。 なお、「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成18年9月29日付け国土交通省自動車交通局旅客課長通知)は、道路運送法における許可・登録を要しない運送の態様についての考え方及びその例を示しているものであるが、1の(4)に規定する「サービスの提供を受けた者が対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合」は全て許可・登録を要しない運送の態様に該当するものではなく、通知の考え方に基づき、個別に総合的な判断を行うことが必要である。 当該受託者側の車両を使用したり、受託者側の名において運送したりする場合等は、受託者側においては、自動車による運送の依頼を受け、運送経費を含んだ委託料金を収受していることとなり、旅客自動車運送事業等に該当するため、受託者側は道路運送法上の許可・登録を取得する必要がある。					
山口県	○農事組合法人の担い手の高齢化が進んでおり、若手農業者の通年雇用が必要だと考えていますが、年間を通しての活動がないことが課題となっています。 その解消に向けて、「冬期の生活道路の除雪請負」や「地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売」のような取り組みが当村においても必要となっています。 ○【制度改正の必要性等】本県では、集落営農の法人化を進めており、また、新規就業者の集落営農法人等への就業を促進している。米価の下落等の厳しい経営環境の中で、新規就業者の定着のため、集落営農法人の所得確保が必要となっており、また、中山間地域においては、高齢化する集落のくらしを守る役割について、集落営農法人への期待が高まりつつある。 しかしながら、集落営農法人は、集落内の円滑な農地集積や多様な人材の参画・能力活用など合意形成を図る上で、一人一票制の農事組合法人が選択されることが多く(225の集落営農法人の9割以上が農事組合法人)、農業以外の生活サービス農を展開しようとする場合、農協法の規制が適用される。 また、本県では、複数の法人が連携し、経営規模の拡大や経営の多角化・多業化を進める集落営農法人連合体(仮称:法人格は合同会社、事業協同組合等を想定)の設立を進めることとしているが、これについても出資する集落営農法人(農事組合法人)の目的や事業範囲の制約を受けるため、生活サービス業の展開が難しい状況である。 【参考】 今年5月に中山間地域の農事組合法人を対象にアンケート調査を実施したところ、回答した93法人のうち、高齢者移送・生活雑貨の販売・買い物代行など生活サービス業を実施するための農協法の規制緩和を望む法人は、約6割となった。	【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行うとする場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法人形態である。 このため、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、多角的に行う場合には、簡単な手続で現在の法人を解散することなく株式会社等へと組織変更できるよう、制度的に手当てしているところである。 御指摘のあった地方創生に資する制度については、株式会社等の多様な主体が、地方公共団体の補完的な立場で地域再生に取り組む組織として指定を受ける「地域再生推進法人制度」において、地域再生戦略交付金の支援対象になるなどのメリットも用意されているところであり、ご提案の内容については、農事組合法人が株式会社に組織変更した上で、地域再生推進法人の指定を受けることにより実現可能である。					
豊橋市		【全国知事会】 路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		法第21条第2号の許可に際しては、当該事業を適確に実施できる体制、能力が備えられているか等を、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しており、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、統一的な運用により事務・権限を行使していくことが必要不可欠である。 また、法第21条第2号の許可にあたっては、当該審査のノウハウが蓄積され、専門性を有する国が審査することで迅速に対応することができる。 なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)により、地方公共団体が中心となって、まちづくりと連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指すための、地域公共交通網形成計画等の作成制度が創設されている。					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
11	B 地 方に対 する規 制緩和	土地利 用(農 地除く)	近畿圏整備法に基 づく整備計画の決 定権限・各区域の 指定権限の移譲、 近郊整備区域建設 計画等の作成に係 る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備 計画の決定権限や、近郊整備区域 等の各区域指定権限について、関 西広域連合への移譲を求めると もに、近郊整備区域建設計画等の 作成に係る国同意の廃止を求め る。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全 区域の指定については、関係府県・関係指定都市等の意見を聴くことはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係 行政機関の長に協議して決定・指定することとなり、国主導によるものとなっている。また、府県が近郊整備区域建設計画や都 市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければいけない。 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域の実情に応じ、関西地域の特性を生か すため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西広域連合への移譲や、近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画 の策定に係る国同意の廃止を行い、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるようにして、近 畿圏における地方創生を表現していくべきである。 【制度改正による効果】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政 の責任主体として、府県域を超える広域行政の推進に係る基本的な政策の企画・調整機能を担い、実績を積み重ねている。 近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することによって、秩序 ある発展を図っていくことが可能となるものである。 【懸念の解消】 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものと考ええる。	近畿圏整備法第 9条、第10条、 第11条、第12 条、第14条 近畿圏の保全区 域の整備に関す る法律第5条、第 7条 近畿圏の近郊整 備区域及び都市 開発区域の整備 及び開発に関す る法律第3条	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県	近畿圏整備計画は、首都圏と並ぶわが国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある 発展を図ることを目的として、近畿圏の建設とその秩序ある発展のために策定される計画である。本 計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、 広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関す る内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。 近畿圏整備計画の策定に当たっては、地方公共団体の意向を反映させるため、国土交通大臣が、関係府 県、関係指定都市の意見を聴き、意見の申出を受けたときは、遅延なくこれに回答するとともに、適切な考 慮を払わなければならないとされている。地方公共団体の意見を反映することは、現行制度においても可 能である。 近郊整備区域・都市開発区域・保全区域・近郊緑地保全区域は、整備計画と同様に首都圏と並ぶわが国の 経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として、国が責任を 持って指定する必要がある。各区域に関連した法制度、財政措置が多数存在していることから、各区域 の指定権限を移譲すれば、財政措置の優遇等を受けられる地域を自由に定められる等、他の圏域との 公平性が担保されなくなるとともに、制度の政策目的が阻害されることも懸念される。 建設計画の国同意については、第3次勧告(平成21年10月7日)に基づく、「地域の自主性及び自立性 を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。第2次一 括法)第百十一条において、政府として整理済みであり、その後の状況変化は認められない。 全体を通じ、関西広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部に ついて処理することが認められているものであり、国策として策定する近畿圏整備計画の策定権限等を移 譲するのは適切でない。さらに、近畿圏整備法における近畿圏とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県であり、このうち、福井県、三重県、奈良県については関西広域連合 に含まれていない。	関西のことを考え、国として責任をもって取り組んでいただいていることについては敬意を表するが、関 西のことは、我々関西広域連合において自主的、主体的に考えており、それについて、国として積極的 にサポートしていただく、それが地方創生時代のあり方と考える。 地方公共団体の意思を反映することは現行制度で可能と言われるが、策定主体が国で、国主導での 計画となり東京一極集中が是正されなくなっているのではないかと。また、区域指定についても、公平性の 担保、制度の政策目的の阻害を指摘されているが、提案にも記載のとおり、移譲した権限について、事 前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものと考ええる。 第3次勧告により建設計画の国同意は整理済みとされるが、関西広域連合は第3次勧告後に設立 (H22.12)しており、当該事務の移譲の受け皿ができて状況は変化している。なお、広域連合は、一部事務 組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有しており、国から直接権限を移譲されることも 可能であるため、当該事務の受け皿になり得る。また、福井県、三重県についても、連携県として調整は 十分可能である(奈良県はH27.12加入予定)。そもそもエリアについては、地方整備局に合わされている だけでそれほどの意味がなく、見直しも可能と考える。	
10	B 地 方に対 する規 制緩和	土地利 用(農 地除く)	国土利用計画法に 基づく土地利用基 本計画策定の見直 し	国土利用計画法に基づく府県の土 地利用基本計画について、策定義 務や策定に係る国への事前協議を 見直すことを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘 束するもので」「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当か を総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるも のである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするために、協議事項とせず、事後報告等とすべきで ある。 現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ 、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主 体的に取り組む、“地方創生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。 【支障事例】 府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系 の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化してい る。 具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化 たとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制 法における変更済み案件を審議している状況である。	国土利用計画法 第9条第10項・第 14項	国土交通省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用 の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年 6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運 用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。 さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本 計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担 当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画 に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいり たい。 事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意 向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。	土地利用基本計画制度の見直しに当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえ、不必要な国の関与 はなくし、意義のあるものとしていただきたい。 なお、都道府県に意見を聞く際には、提案募集から見直しが進められていることから、土地利用担当部 局のみならず、地方分権担当課の意見も聞くように配慮願いたい。	
110	B 地 方に対 する規 制緩和	土地利 用(農 地除く)	都道府県の土地利 用基本計画の変更 に係る国土交通大 臣への協議の事後 報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県 が土地利用計画(計画図)を変更す る際に義務付けられている国土交 通大臣への協議を廃止し、事後報 告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、国と協議を要することとされてい る。 計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街化区 域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法において、協議不要若しくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、 重複した手続きとなっており、特に平成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整したことはな く、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。	国土利用計画法 第9条第14項	国土交通省	栃木県	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)」については、運用 の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年 6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運 用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。 さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本 計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担 当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画 に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいり たい。 事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意 向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。	国土利用計画法第9条第14項の規定に基づく、土地利用基本計画の計画図の変更に係る国土交通 大臣への協議については、速やかに事後報告とすべきである。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 (近畿圏整備計画の決定権限及び、近郊整備区域、都市開発区域、保全区域、近郊緑地保全区域の指定権限の関西広域連合への移譲については、)関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 また、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画の策定に当たっての国への協議、同意を廃止するべきである。		近畿圏整備計画は、首都圏と並ぶ我が国の経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設と秩序ある発展を図ることを目的として策定される計画である。本計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域のかつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国策として進められている東京一極集中の是正も踏まえ、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 各区域の指定については、事前協議では均衡が図られない。例えば近畿圏の近郊整備区域・都市開発区域内では、工業団地造成を都市計画事業として行うことができるが、これは我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の建設と秩序ある発展のために、首都圏の近郊整備地帯・都市開発区域と並び当該区域のみに認められた措置である。このような区域が全国的な公平性の観点でどの範囲であるべきかについては、事前協議ではなく国が責任を持って指定する必要がある。 建設計画について、関西広域連合の設立が第3次勧告以降であり、当該事務の受け皿になり得るとのことだが、本提案では、建設計画について権限移譲の提案はなされていない。関西広域連合の設立が、本提案に関する第3次勧告以降の状況変化とは認められない。 近畿圏整備法において、近畿圏は昭和38年の法制定当時から福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県と限定列挙され定義されており、地方整備局に合わせて決定しているものではない。					
島根県、香川県、福岡県	○実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。 本年6月の審議会で諮り、審議会での森林地域縮小の変更の取り扱いを今後は会長専決(報告案件)とすることができるとした。 ○提案県と同じく、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土利用審議会で行った際、委員から、形骸化したとの意見が出たこともある。	【全国知事会】 土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。	○ 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 ○ 土地利用基本計画そもその議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、本省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。 具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。 また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。 さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。	<H27> 6【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <H28> 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国への協議(9条)については、意見聴取とする。	法律	平成29年4月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)	
香川県		【全国知事会】 土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。	○ 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 ○ 土地利用基本計画そもその議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、本省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。 具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。 また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。 さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。	<再掲> <H27> 6【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成26年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <H28> 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国への協議(9条)については、意見聴取とする。	法律	平成29年4月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
213	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更に時間を要している(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→②審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 なお、同様の提案を昨年度行ったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理されたが、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る」といった運用の改善に留まるもので、本県が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつながらないと考える。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	広島県	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。 さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。 事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。	これまでの見直しにより、現行制度は同意を要しない「協議」とされていることや、国土利用計画法第10条の趣旨を踏まえると、土地利用基本計画と関連する法律による規制は整合することが関係機関、自治体に対して要請されていることから、都道府県が市町村から意見を聞くのと同様に、国からも意見聴取による調整を行うことで、必要な調整や連携を図ることができるものと考ええる。 また、現行制度における国土交通大臣との協議では、これまで指摘事項もなく、文書のやり取りのみの形式的なものとなっているなど、協議が形骸化していると言える。 こうしたことから、本県としては、協議前の事前調整の段階で必要な調整が十分できているものと考えており、協議のプロセスを義務化しておくことよりも、この事前調整のプロセスを市町村と同様に国からの意見聴取として位置付け、協議の手続きを廃止した方が手続きの迅速化や事務負担の軽減につながるものと考えている。 国土交通大臣への協議は、準備期間等を含めると、現在、作業開始から計画の告示まで7カ月を要しているが、提案による変更により、本県では5か月に短縮することが可能と見込まれる。	
63	B 地方に対する規制緩和	その他	連携中枢都市圏構想推進要綱に定める「連携中枢都市」の要件の緩和	現行の連携中枢都市圏構想推進要綱における「連携中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の中枢都市が周辺市町村を牽引する連携であり、圏域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 意欲ある地域を応援するため、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要綱改正を提案する。	<地方創生関連提案> 【提案理由、規制緩和の必要性】 連携中枢都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。 連携中枢都市の要件として、①中核市(人口20万人以上)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市に対する特例措置有)、③三大都市圏の区域外に所在など規定されているが、本制度の活用在意欲のある地域にあっても、域内に中核市を有さない場合は要件を欠くこととなる。 そこで、観光、公共交通、医療、防災等各分野において、中核市未満の人口規模の都市であっても、近隣の複数の自治体(例えば、本県では県西部6市で、その中の砺波、南砺、小矢部や高岡、射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(＝人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。 【具体的な支障事例】 「まち・ひと・しごと創生戦略」において、国は「連携中枢都市圏」に対し、交付税措置、情報提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していくこととされているが、現行の要件では、例えば、本県西部地域では中核市を有さないために同都市圏は形成しえず、本制度の活用(国の支援を受けること等)ができない。 【期待される効果】 特定の中心都市を有さない地域においても広域連携に取り組むことが可能となることで、例えば、圏域全体における都市機能の集約・ネットワーク化による相互補完的な広域連携の展開など、各圏域の実情に応じた取組みの広がりが期待できる。	連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年 8月25日付総行市第200号総務省自治行政局長通知)	総務省 国土交通省	富山県	連携中枢都市圏については、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	現行の「中核市(人口20万人以上)が周辺市町村と連携」する形のみならず、本県西部6市が求めるような「中核市未満の規模であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域としてまとまりを有する場合＝いわゆる多極ネットワーク型」においても、連携中枢都市圏として位置づけられるよう、引き続きご検討いただきたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平26>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
香川県		【全国知事会】 土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。	○ 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。 ○ 土地利用基本計画そもその議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。	第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。 具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。 また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。 さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。	【再掲】 <H27> 6【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <H28> 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国への協議(9条)については、意見聴取とする。	法律	平成29年4月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)	
北海道、小田原市、京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、島根県、山口県、宇部市	○京都府北部地域の5市2町(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)は、本年4月1日「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、中心となる都市を設けるのではなく相互の連携と役割分担により北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を進めている。 中核市のない地域において中小規模の市町村が連携して人口減少対策・地域の創生に取り組むため、「地方中核拠点都市圏」とは異なる新たな連携都市圏についても、国の「連携中核都市圏」の対象としていただきたい。 ○島根県東部においては、県境を越えて、松江市、出雲市、安来市、鳥取県米子市、境港市などが、中海・宍道湖・大山圏域として広域連携を行っている。 この中で連携中核都市圏の要件を満たしているのは松江市のみであるが、現在各市は対等な関係で連携を行っており、松江市だけが連携中核都市として指定されると、かえって連携そのものがやりにくくなる可能性がある。 よって、中海・宍道湖・大山圏域全体のような複数の地方都市を一括して指定するような制度が必要である。 ○全国に比べて市町村の広域合併が進展している本県(市町村数減少率は全国7位)においては、県西部の下関市を除き、中心市の周辺を小規模市町村が取り巻く構造となっており、一定程度の規模を有し、互いに隣接する市が、役割分担も踏まえつつ、対等な立場で圏域の振興を図る手法が効果的だが、現行では連携中核都市圏構想の対象とならない。	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。		この度いただいたご意見も踏まえ、連携中核都市圏については、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	<平27> 6【国土交通省】 (18)連携中核都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平28> 6【国土交通省】 (19)連携中核都市圏構想推進要綱 連携中核都市圏構想については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」「(平成27年12月24日閣議決定)」に基づき、対象となる都市圏の要件を確定する。 (関係府省:総務省) [措置済み(平成28年4月1日付け総務省自治行政局通知)]	要綱	平成28年4月1日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂」(平成27年12月24日閣議決定)において、連携中核都市圏の要件が確定したこと等を踏まえ、要綱を改正。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
334	B 地 方に対 する規 制緩和	その他	連携中核都市圏の 要件緩和	「連携中核都市」の要件として、中核市(人口20万人以上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合には、連携中核都市圏として位置づけられるようにすること。	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多極ネットワーク」による広域連携は、「まち・ひと・しごと創生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構達の面も重視した連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中核都市圏」について、現在のところ具体的に推進・支援方策が示されているのは、大都市(中核市以上)が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦略に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中核都市圏の形成を推進していくにあたっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	連携中核都市圏 構想推進要綱第3	総務省 国土交通省	高岡市 射水市 氷見市 小矢部市 砺波市 南砺市	連携中核都市圏については、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	これまで富山県西部圏域では、新たな広域連携のあり方や必要となる支援策等について、「連携中核都市圏」制度を国が確定する前に、本圏域の実態に即した有意義な制度設計となるよう、国及び県へ要望してきたところである。 また、全国には本圏域と同様、中核市未満の人口規模の複数の自治体により、連携都市圏の形成を推進している地域があることから、当該地域と連携して国へ働きかけるため、情報共有等を図っているところである。 去る8月4日には、「連携中核都市圏」の形成に向け、6市共同による「富山県西部圏域連携都市圏形成推進宣言」を実施するとともに、同日付で、6市と富山県(オブザーバー)で構成する推進協議会を設置した。今後は、同協議会の幹事会を定期的に開催し、今年度秋頃を目途に具体的な施策を決定したいと考えている。 引き続き、国において都市圏概念を統一・明確化し、「連携中核都市圏」の形成を推進していくにあたっては、本圏域の「多極ネットワーク型」の広域連携について、格段の配慮をお願いしたい。	
243	B 地 方に対 する規 制緩和	消防・ 防災・ 安全	火災信号及び津波 警報標識における サイレン吹鳴パ ターンの重複の解 消	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。	【現状の課題】 警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。 【効果】 吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。 【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	・消防法第18条 第2項 ・消防法施行規則第34条 ・気象業務法第24条 ・気象業務法施行規則第13条 ・予報警報標識規則第4条	総務省(消防庁) 国土交通省(気象庁)	全国市長会	津波警報等をサイレンでお伝えするのは、津波による災害の発生が予想される時に、その事実をいち早く広く住民に知らせるために使用するものである。 現状においては、津波警報等の伝達の際には、予報警報標識規則に定められた標識(サイレン音等)と併せ、テレビ・ラジオ、緊急通報メール等の様々な手段で情報伝達が行われており、市町村においても、防災行政無線のほか広報車の巡回やケーブルテレビ等を用いて可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。さらに、Jアラートでは、サイレン音だけでなく「大津波警報が発表されました」等のメッセージを流すことも可能である。 以上のことから、現在のサイレン音等を引き続き使用しても混乱を来すとは考えていない。	サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。 実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。 住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図られたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成26対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成26＞として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成28＞として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を＜平成29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
北海道・小田原市、京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、島根県、山口県、宇部市、防府市	○京都府北部地域の5市2町(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)は、本年4月1日に「京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言」を行い、中心となる都市を設けるのではなく相互の連携と役割分担により北部地域を一つの経済・生活圏とする新たな連携都市圏の形成を進めている。 中核市のない地域において中小規模の市町村が連携して人口減少対策・地域の創生に取り組むため、「地方中枢拠点都市圏」とは異なる新たな連携都市圏についても、国の「連携中核都市圏」の対象としていただきたい。 ○島根県東部においては、県境を越えて、松江市、出雲市、安来市、鳥取県米子市、境港市などが、中海・宍道湖・大山圏域として広域連携を行っている。 この中で連携中核都市圏の要件を満たしているのは松江市のみであるが、現在各市は対等な関係で連携を行っており、松江市だけが連携中核都市として指定されると、かえって連携そのものがやりにくくなる可能性がある。 よって、中海・宍道湖・大山圏域全体のような複数の地方都市を一括して指定するような制度が必要である。 ○全国に比べて市町村の広域合併が進展している本県(市町村数減少率は全国7位)においては、県西部の下関市を除き、中心市の周辺を小規模市町村が取り巻く構造となっており、一定程度の規模を有し、互いに隣接する市が、役割分担も踏まえつつ、対等な立場で圏域の振興を図る手法が効果的だが、現行では連携中核都市圏構想の対象とならない。	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。	この度いただいたご意見も踏まえ、連携中核都市圏については、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市(圏)の条件について確定させる。	＜平成27＞ 〔再掲〕 6【国土交通省】 (18)連携中核都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中核都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平成28＞ 6【国土交通省】 (19)連携中核都市圏構想推進要綱 連携中核都市圏構想については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」「(平成27年12月24日閣議決定)」に基づき、対象となる都市圏の要件を確定する。 〔関係府省：総務省〕 〔措置済み(平成28年4月1日付け総務省自治行政局通知)〕	要綱	平成28年4月1日	「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂」(平成27年12月24日閣議決定)において、連携中核都市圏の要件が確定したこと等を踏まえ、要綱を改正。	
能代市、東海市、高松市、宮崎市、かほく市	○消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、また、津波警報等についても津波発生時の住民の避難行動を促すため、消防本部から消防無線を通じ手動により吹鳴することとしている。 また、津波警報等については、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には防災部局から防災行政無線を通じ音声により吹鳴することとしている。 火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複しているため、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じる恐れがあると考える。 ○本市においても、火災信号の「近火信号」と「出場信号」が予報警報標識規則で定める「大津波警報」と「津波警報」のサイレンパターンと重複しており、津波の発生を予測した緊急時のサイレン吹鳴音を火災の発生と誤認する恐れがあり、住民の避難が遅れ、人命に危険を及ぼす恐れがあることが予想される。 また、サイレン吹鳴パターンによる災害種類の判断は容易ではないことが予想されるので、「大津波警報」、「津波警報」のサイレン吹鳴パターンの認知度を向上させるためにも、新たに異なる吹鳴パターンを定めて広く国民に周知を図ることで、有事の際の迅速な避難行動や避難支援活動が行えることに繋がると思われる。	【全国市長会】サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にはした場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。 実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。 住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図らたい。	津波警報等を示すサイレン音は、昭和51年に予報警報標識規則において定めているが、これは、非常事態を知らせることが重要であることから、消防信号と同様の吹鳴パターンとしている。 津波警報等を住民に伝達する際には、サイレン音に加えて音声メッセージにより情報を伝達している場合もあるほか、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等の様々な手段で情報伝達が行われている。また、防災行政無線のほか広報車の巡回やケーブルテレビ等を用いた情報伝達を行っている市町村もあるなど、可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。 さらに、自治体を通じて住民に情報を伝達しているJアラートでは、サイレン音に加えて「大津波警報が発表されました」等のメッセージを流すことも可能である。 このため、先の一次回答のとおり、現在の吹鳴パターンによるサイレン音に支障があるとは考えていない。 事実、東北地方太平洋沖地震においては、広範囲の津波予報区に津波警報を発表したが、サイレン音が消防信号と同じであることが避難の遅れにつながったという事例は承知していない。 気象庁としては、約40年間に亘り使用している津波警報等のサイレンの吹鳴パターンを変更することは、住民に混乱を生じさせる恐れがあるため、現在の吹鳴パターンを変更する予定はない。	6【国土交通省】 (6)気象業務法(昭27法165) 火災信号(消防法施行規則(昭36自治省令6)34条)及び津波警報標識(予報警報標識規則(昭51気象庁告示3)4条)におけるサイレンの吹鳴パターンについては、その重複により災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難活動に混乱を来す懸念がなくなるよう、従前から行っている普及啓発活動に、当該パターンの重複に対応する内容を加えたものとして平成27年度中に開始するとともに、当該パターンの重複に関して留意すべき事項等について地方公共団体に同年度中に通知する。あわせて、住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知等	平成29年3月23日	「火災信号と津波警報におけるサイレン音の吹鳴パターンの重複に関して留意すべき事項について(通知)」(平成28年3月24日付け気地第233号、消防総第211号)を地方公共団体へ通知した。 普及啓発活動の一環として、火災信号と津波警報が同じサイレンの鳴らし方で周知される場合がある旨を気象庁ホームページに掲載した(http://www.jma.go.jp/jma/ki/shou/kuwa/fan/faq26.html)。 当該パターンの重複による支障や変更に伴い想定される支障等について、地方公共団体及び住民に対してアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえた「火災信号と津波警報におけるサイレン音の吹鳴パターンの重複に関して実態調査結果を踏まえて留意すべき事項について(通知)」(平成29年3月23日付け気地第248号、消防総第160号)を地方公共団体へ通知した。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
34	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	【制度改正の必要性・支障事例等】 道府県都市計画審議会の事務局である道府県の関係部署への事業内容の説明や資料のやりとり等について、市域の実情に精通した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、道府県都市計画審議会の場合は、開催頻度が年2回前後と少ない上、開催時期の設定においても指定都市側には基本的に調整の余地は無く、道府県の定めた開催日までタイムラグが生じるケースがある。 【見直しによる効果】 市域の実情に精通した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素化(道府県と指定都市と連絡調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計画審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	土地区画整理法第55条第3項、第136条の3、地方自治法施行令第174条の39	国土交通省	指定都市市長会	施行者が都道府県、市町村、国土交通大臣及び独立行政法人都市再生機構等の場合の土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道府県都市計画審議会を関与させることとしている。そのため、今後の処理にあたっては都道府県都市計画審議会を関与させることとしたい。	貴省御意見として、「都市計画の内容を踏まえて処理するため」との趣旨が示されているが、本提案は、まさにその趣旨を達成するために見直しを求めるものである。 指定都市においては、都市計画の策定に係る審議及び意見書の付議先が指定都市の都市計画審議会であり、独自に都市計画を策定・運用している。そのため、指定都市の区域内で完結する土地区画整理事業の事業計画の意見書については、指定都市の都市計画審議会に付議をすることが、「都市計画の内容を踏まえて処理するため」に最適である。(指定都市の都市計画審議会で処理する事例は土地区画整理事業の都市計画決定を含めて多数あり、市域の都市計画に関する情報等が十分に蓄積されている。) 手続きの一元化・効率化を図るとともに、何より都市計画の内容や地域の実情に即した審議につながることから本件の制度改正を求めているものである。 【補強事例】 ある市においては、現在市施行による土地区画整理事業の事業認可(変更)手続きが進められているが、意見書が提出された場合、県都市計画審議会の開催スケジュールによるため、本市都市計画審議会に付議した場合と比較し約3か月長い期間を要することが想定されている。	有(都市計画審議会処理案件一覧等)
228	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	土地区画整理事業計画決定及び変更に伴う意見書の取扱いの見直し	政令指定都市の土地区画整理事業において、提出された意見書を都道府県都市計画審議会でなく政令指定都市の都市計画審議会に付議する旨法改正する	土地区画整理法第55条第3項、136条の3、地方自治法施行令第174条の39	国土交通省	京都府、関西広域連合、兵庫県、徳島県、京都市	施行者が都道府県、市町村、国土交通大臣及び独立行政法人都市再生機構等の場合の土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたっては、都市計画の内容を踏まえて処理するために、一元的に都道府県都市計画審議会を関与させることとしている。そのため、今後の処理にあたっては都道府県都市計画審議会を関与させることとしたい。	都市計画に関しては、都市計画法第87条の2に基づき、指定都市に都道府県が有する権限のほとんどが移譲されている。 都道府県・市町村それぞれが管轄する都市計画決定を行うに当たり、原則それぞれの都市計画審議会が審議することが都市計画法第18条又は同法第19条で定められている点に鑑みれば、特に指定都市においては土地区画整理法に定められる意見書を提出されたところの都市計画審議会で意見書の内容を審査するべきではないか。	
234	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する市町村及び(県外を含む)隣接市町村等」から「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とするなど拡大を図ること。 【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型の旅行商品を企画・造成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	旅行業法、旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)	徳島県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県	旅行業法は、地域限定旅行業の業務範囲を「自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域」としている(旅行業法第4条、旅行業法施行規則第1条の2)。かかる業務範囲は、地域限定旅行業に課される財産的要件(基準資産要件、営業保証金の供託義務)により消費者保護が図られる範囲に応じて定められたものであるため、消費者保護の観点を考慮することなく、その拡大を求める本提案には対応致しかねる。 上記業務範囲より広域の旅行商品の造成・販売については、第三種旅行業(受注型企画旅行・手配旅行)について国内全域・海外にて実施可能)・第二種旅行業(募集型企画旅行について国内全域、受注型企画旅行・手配旅行について国内全域・海外にて実施可能)・又は第一種旅行業(募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行について国内全域・海外にて実施可能)の登録を受けることで実施可能であるため、これらの登録を取得されたい。 なお、「地域限定旅行業」に関しては、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても要件を緩和するよう指摘があり、今後、観光庁としても、ご提案の趣旨である地域限定旅行者の増加に向けて、検討を進めることとしているところである。	地方においては、激化する地域間競争の中、観光客の視点に立ち、地域の特性を生かした取組みや、広域的な観光地の形成とそれらとを結び周辺ルートの構築を進めるなど、魅力ある商品の開発等に取り組んでいる。 しかしながら、「地域限定旅行業」の業務範囲は、「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」に限定されているため、地域の特性を生かした魅力的な商品造成には限界がある。 多様化する観光客のニーズに対応するためには、県内各地域間の連携により、点から線、線から面へと観光資源を結ぶ魅力的な観光地の形成が重要であり、業務範囲を「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とすることで、魅力ある商品の企画・造成に資するものであると考える。 御指摘のとおり、消費者保護の観点は重要であると考えながら、想定される企画旅行は小規模なものであることから、消費者保護の観点と事業者の参入促進のバランスについて再検討をお願いしたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月12日閣議決定)記載内容 ※平成26対応方針(平成27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平成26>として併記 ※平成28対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平成28>として併記 ※平成29対応方針(平成29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該接幹を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、指定都市が定める土地区画整理事業計画に係る利害関係者からの意見書については、指定都市都市計画審議会に付議することとするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたって都道府県都市計画審議会を関与させることとしているのは、指定都市の土地区画整理事業が都市計画事業であり、土地区画整理事業の事業計画が都道府県等の定める都市計画に適合して定めなければならないこと等を踏まえたものである。 都市計画法に基づき指定都市が定める都市計画の決定手続においても、都道府県知事が関与することとされているところであり、指定都市の都市計画審議会の関与のみによって手続を完結させることは出来ない。 都道府県都市計画審議会の開催スケジュールについてご指摘いただいているが、法律上都道府県都市計画審議会の開催時期については特に制限がなく、必要に応じて開催することが望ましい。	<平成27> 5【国土交通省】 (1)土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成28> 5【国土交通省】 (1)土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、平成29年度中に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会に変更する。	政令	平成29年12月27日公布 平成30年4月1日施行	「地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第322号)	
		【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、指定都市が定める土地区画整理事業計画に係る利害関係者からの意見書については、指定都市都市計画審議会に付議することとするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の処理にあたって都道府県都市計画審議会を関与させることとしているのは、指定都市の土地区画整理事業が都市計画事業であり、土地区画整理事業の事業計画が都道府県等の定める都市計画に適合して定めなければならないこと等を踏まえたものである。 都市計画法に基づき指定都市が定める都市計画の決定手続においても、都道府県知事が関与することとされているところであり、指定都市の都市計画審議会の関与のみによって手続を完結させることは出来ない。	【再掲】 <平成27> 5【国土交通省】 (1)土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法127条7号に基づき行政不服審査法(昭37法160)の適用除外とされていることも踏まえ、付議先の変更が審査に与える影響等を調査し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成28> 5【国土交通省】 (1)土地区画整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、平成29年度中に政令を改正し、都道府県都市計画審議会から指定都市都市計画審議会に変更する。	政令	平成29年12月27日公布 平成30年4月1日施行	「地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第322号)	
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		本提案は「地域限定旅行業」の業務範囲の拡大を求めるものだが、旅行業法は、「旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とした、消費者保護の法律」であり、倒産等のリスクを考慮して、第1種・第2種・第3種・地域限定といった種別ごとに適した業務範囲や基準資産・営業保証金の額といった義務等を旅行業者に課している。 従って、第1次回答でも述べたように、「地域限定旅行業」の業務範囲は、「地域限定旅行業」に課される財産的要件(基準資産要件、営業保証金の供託義務)により、消費者保護が図られる範囲に応じて定められたものであるため、消費者保護の観点から考慮することなく、その拡大を求める本提案には対応することが困難である。 なお、本提案において「地域限定旅行業」の業務範囲を「営業所が所在する都道府県及び(県外の)隣接市町村等」とあるが、「隣接市町村」については、現行法においても、県内外問わず営業範囲として認められていることを申し添える。	<平成27> 6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成28> 6【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (Ⅲ)第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光業態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。	告示	公布・平成30年3月29日 施行・平成30年4月1日	第3種旅行業及び地域限定旅行業の業務区域について、地域の観光・交通の実態に合わせた見直しを行うことを内容とする「平成十九年国土交通省告示第四百四十五号等の一部を改正する告示」(平成30年観光庁告示第9号)が平成30年3月29日に公布された。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
235	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」においては、営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行商品を販売するケースが多いことを勘案すれば、旅行者が被るリスクも比較的小さいと考えられるが、営業保証金の水準などが障壁となっており、登録数が増加していない。 【制度改正の必要性】 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価して、可能な限り減額し、参入を促進する必要がある。 参入が容易になり、旅行者が増えれば、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このことによって地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものと考ええる。	旅行業法、旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)	徳島県 和歌山県 香川県 愛媛県	本提案は、地域限定旅行業者が供託すべき営業保証金(旅行業者の債務不履行時に消費者が引当てとできる保証金)の金額が障壁となり登録者数(77社、平成27年4月時点)が増加しないとして、その減額を求めるものである。 しかし、地域限定旅行業の営業保証金の金額は、既に、消費者保護の要請及び事業者の参入促進の観点から、旅行業の各登録区分の中で最も低額の100万円としているところであり、また、観光庁長官が指定した旅行業協会に加入すれば、実際に当該事業者が負担すべき金額は20万円となることを考えると、かかる義務が、実際に参入障壁となっているとは考えにくく、本提案には対応致しかねる。	地域限定旅行業の登録業者数が伸び悩んでいる主な理由は、業務範囲が大きく限定されていることにより、多様化する観光客のニーズに対応しがたいこと及び財産的要件にあると考えている。 御指摘のとおり、旅行業協会への加入により、事業者が負担すべき金額は20万円となるが、協会への入会金及び年会費の負担が発生することを含めて考えれば、旅行商品のリスク等に比べ、事業開始時の負担が大きく、事業への参入を躊躇させているものと考えられることから、消費者保護の観点と事業者の参入促進のバランスについて再検討をお願いしたい。	
236	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域限定旅行業の参入促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」において、現行の国内旅行業務取扱管理者より難易度の低い資格試験を創設するなど要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行業」が創設されたが、登録数は45業者(うち本県2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規定されている。 【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行業者が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録数増加の障壁の一つとなっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、宿泊施設、バス事業者等の多様な主体が自ら着地型の旅行商品を企画・造成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には資格試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	旅行業法、旅行業法施行規則	国土交通省(観光庁)	徳島県 滋賀県 和歌山県 香川県 愛媛県	本提案については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)においても同様の指摘があり、今後、観光庁としても、検討を進めることとしているところである。	本制度の更なる活用のため、提案趣旨に則って、事業参入を希望する者の負担軽減を図れるよう、所用の改正を実施することについて御検討いただきたい。	

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの種業等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平26対応方針(平27.1.30閣議決定)に記載があるものは当該種幹を＜平26＞として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該種幹を＜平28＞として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該種幹を＜平29＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		本提案は「地域限定旅行業」における財産的要件の緩和を求めるものだが、旅行業法は、「旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とした、消費者保護の法律」であり、倒産等のリスクを考慮して、第1種・第2種・第3種・地域限定といった種別ごとに適した業務範囲や基準資産・営業保証金の額といった義務等を旅行者に課している。「地域限定旅行業」における財産的要件の算定基準は、「地域限定旅行業」と催行可能区域を同一とする第3種旅行業の国内募集型企画旅行における一社平均の取扱額を参考とし、第3種旅行業が取り扱う海外手配旅行等に比べ、外的要因による取扱額の変動幅が一段と小さいということも考慮し、現行の財産的要件を設定している。よって、営業保証金のあり方を考えるにあたっては、地域限定旅行業を含めた全登録区分について、取引額等を含む現状を把握の上検討する必要がある、(一社)日本旅行業協会、(一社)全国旅行業協会と旅行業登録要件について意見交換を実施中。	〔再掲〕 ＜平27＞ 6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 6【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (ⅱ)営業保証金の額(8条1項及び施行規則7条)については、地域限定旅行業の平均年間取引額等を踏まえ、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて省令を改正し、取扱いの実態に見合った営業保証金額となるよう、見直しを行う。	省令	公布・平成30年3月30日 施行・平成30年4月1日	地域限定旅行業の営業保証金について、取扱いの実態に合わせた見直しを行うことを内容とする「旅行業法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年国土交通省令第22号)が平成30年3月30日に公布された。	
島根県	○旅行業務取扱管理者が離職し、新たな資格者を確保できなかったことにより、地域限定旅行業登録を廃止した事業者がある。難易度の低い資格試験の創設など旅行業務取扱管理者の選任要件が緩和されれば、意欲のある地域の観光協会・宿泊施設・バス事業者等が自ら着地型の旅行商品を企画・達成できると思われる。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		旅行業務取扱管理者の資格試験について、現行の国内旅行業務取扱管理者試験より簡易な試験を新設することを含め、本要望については、(一社)日本旅行業協会、(一社)全国旅行業協会と旅行業登録要件について意見交換を実施中。	〔再掲〕 ＜平27＞ 6【国土交通省】 (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲(施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額(施行規則7条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平28＞ 6【国土交通省】 (4)旅行業法(昭27法239) (ⅰ)旅行業務取扱管理者試験(11条の3)については、地域限定旅行者が取り扱うことのできる旅行のみに限定した試験を新たに創設する。	法律	公布・平成29年6月2日、平成29年10月31日 施行・平成30年1月4日	地域限定旅行業務取扱管理者試験の創設等、着地型旅行の企画・販売を行いやすくすることを内容とする「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第50号)を第193回国会に提出し、平成29年6月2日に公布された。 それを受け、「旅行業法施行規則等の一部を改正する省令」(平成29年国土交通省令第66号)が平成29年10月31日に公布された。	